

# 給付つき税額控除による所得保障

## Income Tax Credits to provide Income Protections in Japan

2009年10月

白石 浩介<sup>1</sup> SHIRAISHI, Kousuke

三菱総合研究所 主席研究員

Chief Economist, Mitsubishi Research Institute

### 要 旨<sup>2</sup>

マイクロシミュレーションを用いた給付つき税額控除に関する研究。わが国における家計所得は二極化が進展し低所得者層が出現しているが、課税最低限を下回る所得階層の増加は、所得税における従来型の控除や累進税率による所得再分配を困難化させ、負の所得税の必要性が指摘されている。

本研究では、厚生労働省「平成16年国民生活基礎調査」の個票<sup>3</sup>を用いたマイクロシミュレーション・モデルを構築することにより、日本に給付つき税額控除を導入した場合の実証分析を行った。シミュレーションにおいては、(i)アメリカの勤労税額控除(EITC, Earned Income Tax Credit)、(ii)イギリスの勤労税額控除及び児童税項控除(WTC, Working Tax Credit; CTC, Child Tax Credit)、(iii)カナダの付加価値税額控除(GSTC, Goods and Service Tax Credit)という3つの海外事例を導入した場合の試算を実施した。いずれの制度も収入の多寡に応じて税額控除(還付)を行うわが国には存在しない制度である。

わが国の雇用政策は就労支援を重視する方向にあるが、これと整合性を確保するためには、勤労所得や就業時間を条件とする給付つき税額控除の仕組みが望ましい。子育て支援の充実を目指して児童手当の拡大を図る際には、所得に応じた逡減部分を導入することにより、滑らかな消失構造を構築する方法がある。消費税における逆進性の緩和を狙う給付つき税額控除は、他の政策目的に比べると財源規模が小さい。

---

<sup>1</sup> E-mail: kousuke@mri.co.jp, 東京都千代田区大手町2-3-6, 三菱総合研究所主席研究員

<sup>2</sup> 本稿は、平成20年度内閣府国際共同研究「人口減少社会におけるマクロ経済展望」における報告に基づくものである。なお、本文中にある見解は、筆者が属する組織の見解を示すものではありません。

<sup>3</sup> 総務省告示第二十九号(平成21年1月21日官報掲載)に基づく使用承認

# 目 次

1. はじめに
2. 各国における給付つき税額控除
  2. 1 アメリカの EITC
  2. 2 イギリスの WTC と CTC
  2. 3 カナダの GST クレジット
3. JPITC モデルの概要
  3. 1 データセット
  3. 2 JPITC モデルの推計手法
4. シミュレーション結果
  4. 1 給付つき税額控除が適用される個人と世帯
  4. 2 給付つき税額控除の財政規模
  4. 3 年齢階級別の給付つき税額控除
  4. 4 所得階級別の給付つき税額控除
  4. 5 子供の人数別の給付つき税額控除
  4. 6 世帯類型別の給付つき税額控除
5. まとめ

## 1. はじめに

低所得者や子育て世帯を税額控除と給付金で支援する、給付つき税額控除への関心が高まりつつある。2008年12月に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」では、個人所得課税の改革の選択肢として、子育て支援や中低所得者世帯の負担の軽減を狙いとする給付つき税額控除に言及した。政府税制調査会の「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（2007年11月）においては、諸外国における導入事例を指摘することから、わが国における検討を提案している。2009年6月にまとめられた政府の安心社会実現会議の最終報告書では、給付つき税額控除の導入を2011年度までに取り組むべき優先課題として掲げられ、2009年8月に実施された衆院選挙においても税制改革の選択肢とされた。

現在のわが国の所得税は、基礎控除、扶養控除などの所得控除の仕組みにより担税力を調整しており、算定された税額から一定額を控除する税額控除の仕組みは、例外的なものとして位置づけられる<sup>4</sup>。まして、所得税額がゼロである者に対して給付方式により還付金を支給する、フリードマン流の負の所得税に関しては、実際の政策現場においては、ほとんど検討されることがなかった。しかし、近年のわが国における所得格差の進展による低所得者の相対的な増加は、所得再分配に対する関心を高めており、従来とは異なる所得税改革を要請するに至っている<sup>5</sup>。給付つき税額控除は、低所得者層における税及び社会保障負担の軽減に資するものであり、その効果は現行の所得税制において課税最低限を下回り納税がない者にも及ぶ。ここに給付つき税額控除が脚光を浴びる理由がある。

わが国における政策論議の現状は、給付つき税額控除により再分配機能を高めるべきであるという総論が多く、導入の目的や制度設計に具体的に言及したものが少ないように見受けられる。森信（2008）は、給付つき税額控除の4類型として、(i)勤労税額控除、(ii)児童税額控除、(iii)社会保険料負担軽減税額控除、(iv)消費税逆進性対策税額控除を挙げている。子育て支援や低所得者の負担軽減はわが国でも政策課題となっており、(i)勤労税額控除、(ii)児童税額控除、(iii)社会保険料負担軽減税額控除は政策の選択肢となり得るだろう。また、消費税率の引き上げが税制改革の主要論点として浮上するなかでは、(iv)消費税逆進性対策税額控除が検討される余地は十分にある。これらの4つのタイプの給付つき税額控除に関しては、政策目的に一定の根拠が認められ、給付つき税額控除により上述の政策目的を実現することの是非と制度の具体的な中身に関する議論が求められている。

(i)勤労税額控除に関しては、欧米各国においては *in work tax credit* として給付つき税額控除の主たる類型として位置付けられるが、わが国において類似の制度を導入するか否かについては議論の余地がある。諸外国においては、*welfare to work*、積極的雇用政策

<sup>4</sup> わが国の所得税において、よく知られた税額控除としては、住宅ローン残高の一定割合を税額控除する住宅ローン減税を挙げることができる。

<sup>5</sup> 例えば、従来からの扶養控除の拡大は、低所得者における税負担の軽減につながるものの、高所得者に対してより大きな減税効果をもたらす。また、扶養控除を拡大しても、課税最低限以下の者には減税のメリットが及ばない。

(ALMPs) といったキーワードに代表されるように、1990年代における福祉政策の転換のなかで、給付つき税額控除の仕組みが要請された。従来の失業手当、児童扶養手当などの給付を主体とする社会政策が、結果的に彼らを未就労状態に留め、これが社会的排除をもたらした反省から、失業者やシングルマザーの就労を支援する諸政策が発展した。その一環として、就労インセンティブと調和する給付つき税額控除の仕組みが採用されたのである。これを現在の日本の状況と比較すると、わが国では長期にわたり給付のみに依存して生活する者は少なく、むしろワーキングプアに代表されるごとく、就業しながら低所得にある者の増加が問題となっている。従って、わが国の(i)勤労税額控除は、就業者の所得支援を税制によって実現することを狙い、この制度が実現する所得保障の多寡が論点となる。これと、もうひとつの重点的な政策目標である少子化対策に資する(ii)児童税額控除を、どのように給付つき税額控除の仕組みに組み込むかが検討ポイントであろう。欧米各国における給付つき税額控除は、当初は社会保険料負担の軽減や所得保障だけを政策目的としていたが、その後、子育て支援を組み込むという経緯を辿った。いわば現在のわが国は、欧米各国が過去30年間に展開した政策群を、同時に実現すべき状況にあり、そのなかでいかなる制度設計が好ましいかを考えていく必要がある<sup>6</sup>。

本研究においては、(i)アメリカの勤労税額控除(EITC, Earned Income Tax Credit)、(ii)イギリスの勤労税額控除及び児童税項控除(WTC, Working Tax Credit; CTC, Child Tax Credit)、(iii)カナダの付加価値税額控除(GSTC, Goods and Service Tax Credit)という3つの海外事例をわが国に適用した場合の試算を行う。本研究では個票を用いた推計技法として、近年、注目を集めているマイクロシミュレーションを用いる<sup>7</sup>。マイクロシミュレーションを用いた所得税の研究としては、比較的最近のものだけでも、田近・八塩(2006a)、田近・八塩(2006b)、阿部(2008)がある。先行研究では主として定額方式の税額控除を検討しているが、高山・白石・川島(2009)はアメリカ事例にならい、所得に比例するタイプの税額控除を検討した。本研究は、適用条件ごとに異なる税額控除が適用されるイギリスやカナダの仕組みを検討対象に加えたものである。

以下、本稿では次のように議論を進めていく。第2節では、アメリカ、イギリス、カナダにおける給付つき税額控除の仕組みを整理する。第3節では、本研究の定量分析に使用するJPITC(Japan Income Tax Credit)モデルを説明する。第4節では、海外事例をわが国に導入した場合の所得税をはじめとする公的負担の変化に関するシミュレーション結果を示す。第5節は、本研究のまとめである。

## 2. 各国における給付つき税額控除

### 2. 1 アメリカのEITC (Earned Income Tax Credit)

<sup>6</sup> わが国では子ども手当の導入が注目を集めている。子ども手当のマイクロシミュレーションに関しては、高山・白石(2009)を参照。

<sup>7</sup> 諸外国における最近時のマイクロシミュレーション研究の動向については、Harding and Gupta ed.(2007), Gupta and Harding ed.(2007)に詳しい。

## ・ EITC の導入と発展<sup>8</sup>

アメリカでは 1975 年に EITC が導入されている。その原型は 1971 年のニクソン大統領による福祉改革提案であり、低所得者における社会保険税の負担軽減を目的としていた。社会保険税の課税対象となる勤労所得の有無が EITC の適用条件となったのは、このためである。当初の控除規模は年額 400 ドルに過ぎなかったが、その後の数次にわたる改正を経て控除限度額が徐々に引き上げられ、1986 年には物価インデックスが導入された。1990 年には子供の人数 (1 人、2 人以上) ごとに異なる控除スケジュールが創設され、これにより EITC は社会保険税の負担軽減に加えて、所得税の負担軽減という性格を帯びるに至った。1991 年にはゼロ歳児を有する者や医療保険料の控除が導入されたが、これらは 1994 年に廃止されている。

クリントン政権になると、税額控除の上限額がさらに引き上げられる一方で、初めて子供なしの者にも EITC が適用されることになったが、これは同時期のガソリン税の引き上げ分の補償という根拠づけによる。1996 年の福祉改革法では、ID 番号の申告義務付けなどのコンプライアンス対策、年額 2,350 ドルを超える利子所得の対象所得からの除外、適用所得の上限の引き上げ、州政府による福祉プログラムにおける EITC 適用額の考慮の許容などが実現している。

## ・ 2009 年の EITC の制度概要

アメリカの EITC (2009 年時点) における主な特徴は、以下の通りである。

- (i) 対象年齢：25 歳以上 65 歳未満であること。高齢者には EITC は適用されない。
- (ii) 勤労所得の定義：EITC は勤労所得 (Earned Income) を得ている者に対して適用される。これは EITC が、勤労所得を課税ベースとする所得税、社会保険税の軽減を意図し、さらに就労に対するインセンティブ付与により、アメリカで問題となっている無就労状態からの移行を意図するからである。ここで勤労所得とは、給与収入に留まらずより広義の労働あるいは事業から得られる収入を含む。生活保護や失業手当などの公的扶助は勤労所得に含めない。
- (iii) 子供の定義：子供の数 (ゼロ、1 人、2 人、3 人以上) に応じて 4 タイプの控除スケジュールが用意される。適用資格となる子供の定義は、19 歳未満の扶養家族である。3 人以上の区分が 2009 年に新設された。
- (iv) 台形状の EITC スケジュール：EITC は個人が受け取る勤労所得の増加につれて、給付つき税額控除が比例的に増加する **phase-in** 段階 (逓増部分)、上限としての一定額で推移する **plateau** 段階 (定額部分)、所得の増加につれて税額控除が徐々に消失していく **phase-out** 段階 (逓減部分) の 3 つから構成される。これは **phase-in** 段階においては、就労インセンティブを引き出すために勤労所得の上昇が給付つき税額控除の増加をもたらす仕組みとしており、**plateau** 段階では、低所得者向け

<sup>8</sup> 本項は、Congressional Research Service(2007)を参考した。

の一定額の保障を意図し、最後の phase-out 段階では、中高所得者に対する税額控除の適用を避けるべく、徐々に控除額を引き下げるからである。具体的には、子供が3人以上の個人に対しては、所得が12,570ドルまでは、所得の1ドル上昇につき0.45ドルだけ税額控除が増加し、その上限は5,657ドルとなる<sup>9</sup>。上限額5,657ドルは年収16,420ドルまでの個人に適用され、それ以上の収入に対しては、収入1ドルの上昇につき0.21ドルだけ税額控除が減少し、収入が43,279ドルになった時点で EITC は消失する仕組みとなっている。

アメリカの制度を念頭においた際に、わが国で検討すべきは上述のような台形状の複雑な控除スケジュールを日本に適用することの是非である。中低所得者をターゲットとする以上、何らかの収入上限が必要となり、上限値の前後における給付の断絶を回避するためには、わが国においても phase-out 段階（消失控除の仕組み）は必要ではないかと思われる。ただし、逡減部分においては、所得の増加につれて EITC の適用額が減少するので、個人が直面する限界税率が法定税率を上回るという問題が発生するので、注意が必要である。

収入の増加につれて税額控除が増える phase-in 段階（逡増部分）の必要性については、就労インセンティブと所得保障のどちらを重視するかによって見解が分かれる。アメリカにおいては、生活保護を受給することで就労を回避する失業者やシングルマザーの存在が問題となっており、そのため就労インセンティブに配慮した制度設計が求められるが、わが国では就労インセンティブへの配慮の必要性は低いという議論がある<sup>10</sup>。この場合には、収入が少ない者に対する所得保障を充実させても問題が無く、phase-in 段階を設定する必要性が小さくなる。ただし、就労条件、収入条件が課されないと、まったくの無収入の者にも制度が適用される。給付つき税額控除は、所得があるか、あっても低額の者を支援する仕組みなので、何らかの基準が必要である。

#### ・ EITC の適用状況<sup>11</sup>

アメリカにおける 2004 年時点の EITC の適用状況については、平均適用額は 1,817 ドルであり、適用総額の 88.3%が還付方式による支給である。子供の人数別の適用状況については、EITC 総額の 62.8%は子ども2人以上の家族に支出されており、これは子どもの有り無しによって EITC の適用額が大きく異なることの反映である。2001年にアメリカ会計検査院が実施した 1999 年データに基づく調査によると、子供あり家族に関して EITC の適用資格を有する者のうち 93%から 96%が実際に EITC の適用申請をしたという。

<sup>9</sup> わが国の児童手当は、第1子および第2子には年額6万円、第3子以降には年額12万円が支給される。子供3人の場合、日本の制度では年額24万円に比して、アメリカは5,657ドルであり、2倍以上の水準である。

<sup>10</sup> 例えば、阿倍（2008）など

<sup>11</sup> 本項は、Congressional Research Service(2007)を参考した。

## 2. 2 イギリスの WTC と CTC (Working Tax Credit, Child Tax Credit)

### ・ WTC と CTC の導入と発展

イギリスの WTC および CTC の原型は、1971 年に扶養児童を有する低所得者を支援することを狙いとして導入された家族所得補助制度である。これは週 30 時間以上就労する成人のうち子どもを有する世帯を対象とする給付制度であった。その後適用基準の緩和が進められて対象者が増加し、1988 年には税制との統合が図られることにより家族控除の仕組みに発展した。1998 年には、子供を持つ低中所得者の所得補助を狙いとして、税額控除の仕組みが整えられた<sup>12</sup>。現在の WTC は子供なしの低所得者にも適用対象が拡大される一方で、子供を有する家族には CTC が用意されている。

### ・ 2009 年の WTC と CTC の制度概要

イギリスの WTC および CTC は、2つの制度が一体となって給付つき税額控除の制度を構成している。WTC は就労時間を主たる給付要件とすることにより、低所得者の所得保障の機能を担い、CTC は主たる給付要件を子供の数とすることにより、子育て支援の機能を担っている。両制度の 2009 年時点における特徴は、以下の通りである<sup>13</sup>。

- (i) CTC の適用要件：16 歳以下の子供を有すること。20 歳未満の学生および 16-17 歳の仕事を有する者のうち週当たり就労時間が 20 時間以下の子供も適用対象に含まれる。
- (ii) CTC の算定方法：適用者には、家族定額 545 ポンドと子供 1 人あたり 2,235 ポンドの控除額を適用する<sup>14</sup>。これとは別に、ゼロ歳児加算、障害児加算等がある。有資格者に各種の条件を設定することにより徐々に適用額を増やしていく仕組みである。アメリカの EITC と異なり、CTC には就労要件および逡増部分が存在しない。
- (iii) WTC の適用要件：16 歳以上であること、及び週当たりの就労時間が 16 時間以上であること。WTC には収入基準がなく、就労時間が 16 時間以上であるという基準が、WTC を勤労税額控除タイプの仕組みとしている。
- (iv) WTC の算定方法：適用者には、Basic element 1,890 ポンド、Couple and lone parent element 1,860 ポンド、30 hour element 775 ポンドなどの各種の控除額が適用される<sup>15</sup>。主な特徴については、第 1 に、アメリカの EITC と異なり逡増部分が存在しない。第 2 に、WTC 及び CTC は、個人単位ではなく家族単位で適用される。夫婦世帯や 1 人親世帯に対しては、生計費が増加することを考慮して、Couple and lone parent element(1,860 ポンド)が加算されることに

<sup>12</sup> ここまでの議論は内閣府（2002）を参考にした。

<sup>13</sup> HM Revenue and Customs(2009)を参照

<sup>14</sup> 子供 3 人の場合の適用額は 7,250 ポンドなので、日本の児童手当に比べると 4 倍以上の水準である。

<sup>15</sup> これ以外にも、障害者要因、50 歳以上の再就職者の要因、養育費控除などがある。

より調整を図る。第 3 に、就労に対するインセンティブとして、30 hour element(775 ポンド)を導入している点である。週当たり 16 時間就業すると適用資格が発生し、さらに 30 時間就業すると控除額が加算される仕組みである。このような時間基準は、短時間労働からフルタイム勤務への就労に対して促進的に働くことが期待されている。

(v) Family Income : WTC 及び CTC は家族単位で適用されるが、ここで逡減部分の参照対象となる所得は、本人および配偶者の収入の合計である Family Income である。Family Income は、いわば夫婦単位の収入であり、アメリカの EITC の適用対象となる勤労所得に比べると、利子所得などの資本からの所得を含めるという特徴がある。

(vi) 逡減部分の算定方法：夫婦の合計所得である Family Income が年収 6,420 ポンドまでは、算定された WTC 及び CTC の控除合計額がそのまま適用額となり、年収 6,420 ポンド以上では、年収 1 ポンドの増加につれて 0.39 ポンドだけ控除額が減額される。家族タイプによって異なるが、年収が 2 万ポンド程度になると、控除額がほぼ消失する<sup>16</sup>。

イギリスの給付つき税額控除の給付額は、先進各国のなかでも最も多い部類に属する<sup>17</sup>。OECD(2005)によると、給付つき税額控除の導入目的が、無就労者に対する就労インセンティブの喚起にある場合には、給付額を控えめにすべきであり、一方、すでに就労済みの者にキャリア形成や長期就労のインセンティブを喚起するためには、給付額を高くして、逡減部分の減額率を大きくするのが得策であると指摘している。イギリスの場合、積極的雇用政策として知られる一連の就労支援策の展開により、無就業者の就職支援や職業訓練は税制以外の政策手段が担っている<sup>18</sup>。イギリスの WTC および CTC は低所得者の所得補助が政策目的となり、そのため控除額に関して比較的多くの基準を設定することにより、様々なタイプの低収入の家族を支援する制度になっている。

仮にわが国の給付つき税額控除が、低所得者の所得補助を重視するならば、イギリスの WTC 及び CTC の仕組みは、参考事例となり得る。週当たりの就労時間を基準として、70 万円程度という多めの税額控除を設定し、逡増段階は無し、逡減段階はきつめとする。一方、子育て支援を目的とする税額控除は、子供の数に応じて適用基準と控除額を設定し、就労要件を含めないことになる。

## 2. 3 カナダの GST クレジット

### ・ GST クレジットの制度概要

<sup>16</sup> CTC だけの適用者には、満額支給の年収は 6,420 ポンドではなく 16,040 ポンドまで引き上げられる。また、CTC のうち家族定額だけは年収 50,000 ポンドまで満額支給 (545 ポンド) が認められる。

<sup>17</sup> 政府税制調査会 (2009) を参照

<sup>18</sup> イギリスにおける積極的雇用政策の概要については、Department for Work and Pensions(2007)などが詳しい。



カナダの GST クレジットは、カナダにおける付加価値税（GST: Goods and Services Tax）の負担軽減を目的とした直接給付制度である。カナダでは、1991 年に税率 7%の付加価値税を導入したが、その際に年収 3 万カナダドル以下の世帯における負担軽減を狙いとして GST 税額控除が創設されたという<sup>19</sup>。付加価値税には、対所得比率でみた税負担が高所得者よりも低所得者に高いという逆進性の問題が存在するが、カナダの GST クレジットは、給付方式により逆進性の緩和を狙うものである。

現在のカナダの付加価値税の税率は日本と同じく 5%であり、GST クレジットは年収 32,312 カナダドルまでの家族では、夫婦と子供 2 人の 4 人家族ケースでは 756 カナダドルである。カナダの GST クレジット（2009 年時点）の主な特徴は、以下の通りである<sup>20</sup>。

- (i) GST クレジットの適用要件：以下の 3 要件のうち、いずれか 1 つを満足すれば適用資格を得る。(i)19 歳以上であること、(ii)配偶者を有すること、(iii)扶養する 18 歳以下の子供を有すること。
- (ii) GST クレジットの算定方法：家族単位で算定する。本人および配偶者には、それぞれ 248 カナダドルが適用される。子供 1 人あたりには、130 カナダドルを適用する。夫婦の収入合計が 32,312 カナダドルまでは、上記より得た GST クレジットの総額が、全額適用される。32,312 ドルを超過した家族に関しては、超過分の 5%相当額が減額される。減額額が GST クレジットの算出額を上回った家族の適用額はゼロである。
- (iii) Net income：夫婦の収入合計（Net income）の定義は、アメリカやイギリスの所得とは若干異なる。配当や利子などの投資所得を含めない勤労所得であるとする点においてはアメリカと同じであるが、年金所得、失業手当、社会扶助などの所得を含む点では異なる<sup>21</sup>。低所得者における付加価値税負担の軽減が税額控除の目的なので、家族収入について、広めの収入基準にしているものと考えられる。

カナダの事例は、消費税逆進性対策税額控除である。夫婦と子供 2 人の 4 人家族の場合、年収 250 万円までは、年額 7 万円程度の給付を得ることができる。仮設的な計算例として、家族の消費性向が 0.8 ならば消費支出は 200 万円であり、非課税品なしとすると、この家族の付加価値税の年間負担額は 10 万円である。従って、GST クレジットは、この家族が負担する付加価値税にほぼ一致する金額が還付される仕組みであることが理解される。

付加価値税の逆進性対策としては、食料品などの生活必需品に軽減税率を適用する方法があり、欧州各国をはじめとして諸外国においてひろく採用されている。軽減税率は制度の複雑化を招き、納税および徴税に要するコンプライアンスコストを上昇させるが、税額

---

<sup>19</sup> 金子（2008）を参照。

<sup>20</sup> Canada Revenue Agency(2009)を参照。

<sup>21</sup> 社会保険料は、Net Income から控除される。

控除方式ならば、このようなコストの増加を回避することができる。ただし、税額控除方式には、家計が実際に負担する付加価値税額と税額控除の額が一致しないという問題がある。家計ごとに消費パターンが異なるので、夫婦や子供の数に応じた控除額の設定方式では、消費水準が平均的な世帯よりも高い家族では、税額控除の規模が実際の負担額を下回ることになり、逆に、消費が少ない家族では税額控除の方が多くなる。

### 3. JPITC モデルの概要

JPITC モデルは、わが国における所得税の分析用に開発した静的マイクロシミュレーション・モデル(Static Tax Transfer Model)である。JPITC モデルは、日本人口 1/5,000 のサンプルデータを用いて、これに 2009 年度の所得税制を適用することによりベースライン推計を行い、さらに給付つき税額控除を加味することにより、政策効果を検証していく。

#### 3. 1 データセット

本研究において使用したデータは、厚生労働省『平成 16 年国民生活基礎調査』である。平成 16 年には大調査が実施されており、世帯数 25,091 世帯、個人数 72,487 人に関する標本を得ることができる。本研究では、各世帯における世帯類型、世帯人員数、世帯員の性別・年齢・世帯主との関係・就業状態などを記した世帯票と、世帯員ごとのタイプ別の収入額を記した所得票のデータを用いた。収入に関する情報は、調査年の前年にあたる平成 15 年の収入額であり、事業所得、農耕・畜産所得、家庭内労働所得、財産所得、雇用者所得など 13 種類である。

JPITC モデルが新たに構築したデータセットは、世帯テーブルと個人テーブルという 2 つのデータファイルから構成され、世帯テーブルには世帯票から得たそれぞれの世帯サンプルに関するデータを格納し、個人テーブルには、世帯票および所得票に記される世帯員の個人ごとのデータを格納している。あわせてサンプルごとに、世帯 ID、個人 ID という識別コードを与えることにより推計に用いた。わが国における所得税の計算は個人ベースであるが、世帯内に存在する扶養家族に応じて課税が調整される。つまり所得税の計算に際しては、個人が属する世帯の ID 番号を手掛かりとして、世帯内における他の個人の属性(年齢、配偶状態ほか)を参照する必要がある。JPITC モデルが、個人テーブルと世帯テーブルの 2 つのテーブルを用意し、かつ世帯 ID および個人 ID をキーとした両者の連結に留意した理由は、所得税における扶養関係の推計のためである。

さらに、推計に際しての利便性を考慮してサンプルのサイズを日本人口 1/5,000 として、上述のデータをもとに世帯数 9,025 世帯、個人数 25,849 人のデータセットを作成した。具体的には、個票ごとに用意されている抽出率をもとに、日本人口を代表するように個票を選び出すことからデータセットを作成している。所得税の計算に必要な性別、親子・夫婦関係などの識別コードが欠落、あるいは単身赴任世帯などについては、データセット

の作成から除外した。なお、総務省推計による 2004 年（平成 16 年）のわが国おける人口数は 1 億 2,614 万人であり、この 1/5,000 は 25,228 人である。

### 3. 2 JPITC モデルの推計手法

#### ・ 所得税の推計方法

給付つき税額控除は所得税を納税する個人に対しては税額控除を適用し、所得税額がゼロである個人に対しては給付を適用するので、JPITC モデルでは、ベースライン推計として初期状態における個々の所得税額を推計する必要がある<sup>22</sup>。本研究では 2009 年時点の税制を個票に適用することにより、所得税の推計を実施した。2003 年時点（平成 15 年）の収入データに 2009 年の所得税制を適用することには、この間の所得の変化を考慮しないという問題がある。しかし、わが国では、(i) 国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲（2006 年）、(ii) 定率減税の廃止による所得税における 2 兆円の引き上げ（2006 年および 2007 年）といった税制改革を実施しており、本研究ではこれらの制度改革の加味を優先させることにより、より現時点の所得税の負担の実態に近い推計結果を得ることを目指した。

所得税の推計方法の概略は、以下の通りである<sup>23</sup>。

- (i) 収入の確定：所得税法では所得の発生形態ごとに 10 種類の所得分類を設けている。このうち不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得の 4 種類について、データセット（個人テーブル）に格納される収入データを用いて、把握することができる<sup>24</sup>。

| <税法上の所得> | <国民生活基礎調査における収入データ>       |
|----------|---------------------------|
| 不動産所得    | = 財産所得                    |
| 事業所得     | = 事業所得 + 農耕・畜産所得 + 家内労働所得 |
| 給与所得     | = 雇用者所得                   |
| 雑所得      | = 公的年金・恩給 + 企業年金・個人年金等    |

- (ii) 所得金額の計算：それぞれの所得から、必要経費や給与所得控除などを差し引く計算を行う。ここで、事業所得、不動産所得については、税法においては収入金額から必要経費を差し引く計算が求められるが、国民生活基礎調査では、必要経費を控除した後の収入が調査票に記入されるので、必要経費に関する推計は不要となり、

<sup>22</sup> 「国民生活基礎調査」からは所得税に関する実際データが把握できるが、給付つき税額控除は扶養状態に依存するので、ベースライン推計と政策シミュレーションの整合性を確保する必要があり、モデル推計により所得税を推計し直している。

<sup>23</sup> 税法とおりの税額計算をモデルにおいて再現するものであり、田近・古谷（2005）ほかを踏襲している。

<sup>24</sup> これ以外の利子所得、配当所得、退職所得、山林所得、一時所得、譲渡所得の 6 種類については、データセットから得ることができず、推計の対象外とした。

個票データをそのまま用いる。一方、給与所得、雑所得については、それぞれ給与所得控除と公的年金等控除を制度に基づいて計算し、記入額から減じることにより当該の所得を推計した。

給与所得：給与所得控除を適用

雑所得：公的年金等控除を適用

- (iii) 損益通算：各所得を合計することにより総所得金額（合計所得）が得られる。
- (iv) 所得控除：わが国の所得税制には、基礎控除、扶養控除、特定扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除などの人的控除や社会保険料控除などの所得控除が存在し、総所得金額からこれらの所得控除を差し引くことにより、課税ベースが求められる。データセットにおける諸情報をもとに計算可能な所得控除を算出した。具体的には、世帯内における所得がある個人に対して、扶養家族のタイプと人数を推計することにより、所得控除の金額を算定した<sup>25</sup>。例えば、配偶者控除、配偶者特別控除に関しては、所得がある個人において配偶者の有無を確認し、さらに配偶者側の所得をチェックすることにより、配偶者控除の適用可能性を判断する。あるいは、主として子供が存在する場合に適用される扶養控除、特定扶養控除については、所得がない子供（個人）を特定化した上で、世帯員のうち誰が扶養者となるかを、両親のうち所得が多い者→所得がある祖父母→所得がある伯父・伯母といった具合に順にチェックすることにより、扶養者を特定化した上で扶養控除額を算定した<sup>26</sup>。
- (v) 税額の計算：課税ベースに累進税率を適用することにより、税額を算出する。

#### ・所得税以外の公的負担の推計方法

本研究の主たる関心対象は、給付つき税額控除の適用による所得税負担額の変化であるが、JPITC モデルでは、参考のために、所得税以外の公的負担（住民税、社会保険料）を推計している。住民税の推計方法は所得税と同じであり、所得控除の金額や税率について地方税制（2009年）を適用した。医療保険料、年金保険料、介護保険料については、就業形態に応じて被雇用者（会社員、公務員など）については、給与収入に比例する保険料率（本人負担分）を適用することにより、負担額を推計した。一方、自営業主については、調査票に記入された医療および年金の保険料負担額を採録した。

<sup>25</sup> 実際には配偶者控除、扶養控除などの適用は、個々の納税者の判断と申告に基づいてなされる。JPITC モデルは、世帯内における家族関係や所得の多寡といった情報を元に人的控除の適用を予想するのである。

<sup>26</sup> JPITC モデルにおいて推計した所得控除は、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、老年者控除、社会保険料控除の6種類であり、これ以外の障害者控除、医療費控除、生命保険料控除など9種類の所得控除については推計ができず対象外とした。

#### ・ 給付つき税額控除の推計方法

既述の通り、本研究ではアメリカ、イギリス、カナダの制度を、直接的にわが国に適用する推計を行う。JPITC モデルにおける、給付つき税額控除の具体的な推計手順は次の通りである。

第 1 に、制度ごとの支給に際して考慮される子供の数を求める。これは日本の税法上の扶養家族の推計式を応用（本人の収入および子供の年齢などを参照）して、例えば、カナダの GST クレジットの場合には、そのうち 18 歳以下の子供の数を算出し、適用対象とする子供の数としていく。第 2 に、支給に際して考慮される所得金額の算定である。アメリカの EITC に関しては個人ベースの収入を算出し<sup>27</sup>。一方、イギリスの WTC 及び CTC、カナダの GST クレジットについては、家族ベースのネット所得を算出する。第 3 に、給付つき税額控除の算定である。個人や家族に対して適用条件に応じて、税額控除を推計する。第 4 に、給付つき税額控除を適用した後の所得税と給付金の推計である。給付つき税額控除の仕組みにおいては、所得税が税額控除を上回れば、税額控除の分だけ所得税が減じられる。一方、所得税がごく少額かゼロの者に対しては、逆に給付金が支給される。税額控除の算定額と所得税を比較しながら、所得税の減額、給付金の支給額を推計する。なお、推計に際しては各国通貨表示の係数を日本円に換算して、モデルに適用した<sup>28</sup>。

## 4. シミュレーション結果

### 4. 1 給付つき税額控除が適用される個人と世帯

本研究において設定した政策シナリオに基づくシミュレーション結果によると、給付つき税額控除の適用対象となる世帯が世帯総数に占める割合は、アメリカ EITC28%、イギリス WTC 及び CTC23%、カナダ GST クレジット 63%と推計される。つまり各国制度をわが国の世帯に適用した場合、アメリカおよびイギリスの制度では全世界帯の 2-3 割、カナダの制度では全世界帯の 6 割が適用対象になる。一方、個人総数に占める適用者の割合は、アメリカ EITC11%、イギリス WTC 及び CTC9%、カナダ GST クレジット 29%と推計される。人口総数に占めるシェアに比べて、世帯総数に占めるシェアが高くなるのは、個人の場合には、子供など適用対象にならない者が存在する一方で、世帯の場合には、世帯内に 1 人でも適用者が存在すれば適用世帯としてカウントされるからである。

適用世帯の内訳を子供の人数別にみていくと、アメリカ EITC では、子供なしの世帯が

---

<sup>27</sup> アメリカの勤労所得は、経費控除後の所得であり、事業所得、財産所得については日米において EITC の算定ベースはほぼ一致する。しかし、給与所得についてはアメリカでは医療保険口座、退職年金口座、教育費などが控除されるが、日本については給与所得控除ほかを考慮していない。わが国における給与所得控除は、アメリカの諸控除に比べると大きすぎると考えたからである。イギリスの Family Income およびカナダの Net Income は日本と同じく経費控除前の所得である。

<sup>28</sup> 簡便化のために、換算レートは 1 米ドル=100 円、1 英ポンド=150 円、1 カナダドル=80 円とした。

全体の 47%を占め、イギリス WTC 及び CTC では子供なし世帯の構成割合は 36%、カナダ GST クレジットでは 78%となる。アメリカおよびイギリスの制度において子供を有する世帯が多めに適用者となる理由は、アメリカについては、子供の数が増えるにつれて適用対象となる所得上限が引き上げられるからであり、イギリスについては、そもそも子供がいなくては適用対象とならない給付制度である CTC が存在するからである。

=== 表 1 ===

=== 図 1 ===

=== 図 2 ===

#### 4. 2 給付つき税額控除の財政規模

本政策シナリオによる給付つき税額控除の財政規模は、アメリカ EITC1.3 兆円、イギリス WTC 及び CTC3.8 兆円、カナダ GST クレジット 1.1 兆円と試算される。給付つき税額控除の財政規模は 1-4 兆円程度であることが予想され、寛大な制度を有するイギリス型において財政規模が大きくなる。給付つき税額控除は、税額控除と給付金の 2 つから構成されるが、アメリカおよびイギリスの制度では税額控除が総額に占める割合が 1 割以下に留まり、支出の大部分は給付金（還付）となる。一方、カナダの制度は比較的所得が高い層にもわずかながらも制度が適用されるので、税額控除 3 割、給付金 7 割という構成となる。

JPITC モデルを利用したわが国の所得税収（ベースライン）は 8.9 兆円と推計され<sup>29</sup>、住民税は 10.3 兆円、年金保険料（本人負担分）14.1 兆円、医療保険料（本人負担分）9.5 兆円、介護保険料（本人負担分）1.5 兆円となっており、租税、社会保険料の公的負担の規模からみると、給付つき税額控除の財政規模が相当額に達することがみて取れる。同じく JPITC モデルに基づく世帯の収入合計は 255 兆円であり、これと給付つき税額控除の財政規模の比率を算出すると<sup>30</sup>、アメリカ EITC0.5%、イギリス WTC 及び CTC1.5%、カナダ GST クレジット 0.4%となる。つまり、給付つき税額控除は対収入でみると 0.5-1.5%程度の負担軽減を、国民にもたらすことになる。

受給者 1 人当たりの給付つき税額控除の適用額をみていくと、アメリカ EITC87.5 千円、イギリス WTC 及び CTC352.5 千円、カナダ GST クレジット 29.7 千円である。イギリスの制度は、適用人数が少ない一方で財政規模が大きいため、適用者 1 人当たりでみると 30 万円を超え、これはアメリカの 4 倍、カナダの 12 倍である。

<sup>29</sup> モデルが計算した所得税の総額を全人口ベースに置き換えた数値。2009 年度の所得税額は 15.6 兆円（当初予算）であったので、上述の 11.6 兆円は過少推計である。この要因としては、データセットでは 2003 年の収入データを使用していること、譲渡所得などに課される所得税が推計に含まれていないことが考えられる。

<sup>30</sup> 一種の実効税率（=税額/収入）の指標といえる。

=== 表 2 ===

=== 図 3 ===

#### 4. 3 年齢階級別の給付つき税額控除

給付つき税額控除の支給状況を適用対象者に限定し、これを年齢階級別にみていく。

アメリカ EITC については、35-39 歳 126 千円が最多であり、これに 30-34 歳 112 千円、40-44 歳 114 千円、45-49 歳 103 千円が続く。30 歳代、40 歳代はいわゆる子育て世代なので、EITC の適用額が多くなる。35-39 歳に注目すると、受給者の収入平均は 1,649 千円であり、所得税 11 千円、社会保険料 178 千円を負担している。上述の EITC 算定額 126 千円の内訳は税額控除 8 千円、給付 118 千円である。従って、35-39 歳の EITC 適用者に関しては、EITC の適用により所得税の負担がほぼゼロとなり、社会保険料負担の 7 割程度が給付により軽減されることになる。

イギリス WTC 及び CTC については、24 歳以下 528 千円が最多であり、これに 35-39 歳 418 千円、30-34 歳 393 千円が続く。イギリスの制度のうち WTC は子供なしでも受給できるので、50 歳以上の中老年においても、適用者は 30 万円前後を得ることができる。35-39 歳に注目すると、受給者の収入平均は 3,528 千円であり、所得税 65 千円、社会保険料 415 千円を負担している。上述の WTC 及び CTC 算定額 418 千円の内訳は税額控除 33 千円、給付 386 千円である。従って、35-39 歳の WTC 及び CTC 適用者に関しては、社会保険料に相当する負担額が軽減される。

カナダ GST クレジットについては、40-44 歳 36 千円が最多であり、これに 45-49 歳 35 千円が続く。いずれの年齢階級においても適用額は 3 万円前後であり、年齢別の違いはそれほどない。35-39 歳に注目すると、受給者の収入平均は 2,197 千円であり、所得税 24 千円、社会保険料 250 千円を負担している。GST クレジットの内訳は税額控除 12 千円、給付 20 千円である。GST クレジットの狙いは付加価値税負担の軽減にあるので適用額は少なく、所得税、社会保険料の負担軽減への寄与は低い。

=== 表 3 ===

=== 図 4 ===

=== 図 5 ===

#### 4. 4 所得階級別の給付つき税額控除

#### ・個人の所得階級別の給付つき税額控除

アメリカ EITC は収入の増加に応じて、給付つき税額控除を増加させることにより就労インセンティブを引き出す phase-in 段階（逡増部分）、十分な税額控除もしくは給付金を提供することを目指す plateau 段階（定額部分）、就労インセンティブへのマイナス効果の回避を狙う phase-out 段階（逡減部分）の3つから構成される。シミュレーション結果はこの台形状の EITC の仕組みを再現することになる。具体的には、年間収入が 150 万円以下では適用額は 70 千円以下に留まる。しかし、年間収入が 150-200 万円の所得階級では、EITC 適用額は 307 千円となり、この内訳は税額控除 5 千円、給付 303 千円となる。EITC 適用額の対収入比率は 17.3%にも達する。

イギリス WTC 及び CTC には逡増部分がないので、低所得者においても 40 万円前後が適用される。WTC 及び CTC の適用額が最多なのは、年間収入 200-250 万円の所得階級であり、適用額は 613 千円、うち税額控除 10 千円、給付 603 千円である。この水準は、所得税と社会保険料の負担額のすべてを軽減するものである。

カナダの GST クレジットに関しては、所得階級ごとの違いは小さく 3 万円前後という比較的少額の適用額がすべての所得階級に適用されることになる。

=== 表 4 ===

=== 図 6 ===

=== 図 7 ===

#### ・世帯の所得階級別の給付つき税額控除

イギリス WTC 及び CTC およびカナダ GST クレジットに関しては、夫婦世帯の場合には、個人ではなく夫婦の収入合計が給付つき税額控除の算定ベースとなるので、世帯ベースの適用状況が注目される。

イギリス WTC 及び CTC に関して、WTC 及び CTC の平均適用額が最も多くなるのは、年間収入 200-250 万円の所得階級であり、適用額は 635 千円、うち税額控除 5 千円、給付 630 千円である。適用額の世帯の年間収入に対する比率は 28.0%である。年間収入が 300 万円以下の世帯における適用額の対収入比率は 2 割をこえ、この制度が低所得者の所得保障に比較的大きく寄与する傾向が見て取れる。

カナダ GST クレジットの適用額は 30~50 千円であり、世帯収入の階級別にみても大きな相違は見られない。ただし、対世帯収入比率で見ると、年間収入 100-150 万円 2.8%、年間収入 200-250 万円では 1.8%、年間収入 300-400 万円では 0.9%と、年間収入の増加につれて適用額の比率が低下する傾向が認められる。消費税における逆進性対策として機能することが理解される。



==== 表 5 ====

==== 図 8 ====

==== 図 9 ====

#### 4. 5 子供の人数別の給付つき税額控除

アメリカ EITC の適用者について、適用対象と判定された子供の人数別の適用額と対収入比率を見ていくと、子供 0 人では適用額 28 千円、収入比 2.9%であり、以下、子供 1 人 182 千円、収入比 8.3%、子供 2 人 232 千円、収入比 8.5%、子供 3 人以上 262 千円、収入比 9.3%となる。子供の増加につれて適用額、対収入比率ともに上昇しており、子供がいると収入比 1 割程度の補助がなされることになる。

イギリス WTC 及び CTC については、子供 0 人では適用額 260 千円、収入比 23.8%であり、子供 1 人 377 千円、収入比 10.7%、子供 2 人 413 千円、収入比 9.8%、子供 3 人以上 512 千円、収入比 11.6%となる。イギリスの場合、WTC において逡増段階が存在しないので、所得が少ない者が対収入でみて相当な適用額を享受できる。子供がいる者に対する適用額はアメリカの 2 倍にあることが分かるが、対収入比率はアメリカにほぼ同じで 1 割前後である。これはイギリス WTC 及び CTC がアメリカよりも所得が高い者にも適用されるからである。

カナダの GST クレジットについては、子供 0 人では適用額 28 千円、収入比 1.7%であり、子供 1 人 40 千円、収入比 1.8%、子供 2 人 42 千円、収入比 1.6%、子供 3 人以上 46 千円、収入比 1.7%である。カナダでも子供の人数が増えるにつれて適用額が加算されるが、同時に適用者の収入上限が増えるので、対収入比率はほぼ一定となる。

==== 表 6 ====

==== 図 10 ====

==== 図 11 ====

#### 4. 6 世帯類型別の給付つき税額控除

アメリカ EITC に関して、世帯類型別の適用額をみていくと、単独世帯 28 千円（対収入比 2.5%）、核家族世帯 96 千円（対収入比 1.8%）であり、さらに核家族世帯の中身については、夫婦のみ世帯 29 千円（対収入比 0.6%）、夫婦と未婚の子がいる世帯 103 千円（対収

入比 1.8%)、ひとり親と未婚の子の世帯 164 千円 (対収入比 6.3%) である。いわゆるシングルマザー (ファザー) の世帯における EITC の適用額が多くなる。

イギリス WTC 及び CTC に関しては、単独世帯 268 千円 (対収入比 22.6%)、核家族世帯 344 千円 (対収入比 7.0%) であり、さらに核家族世帯の中身については、夫婦のみ世帯 223 千円 (対収入比 16.5%)、夫婦と未婚の子がいる世帯 319 千円 (対収入比 5.7%)、ひとり親と未婚の子の世帯 510 千円 (対収入比 18.0%) である。単独世帯に対する適用額がアメリカ EITC に比べると大きくなるが、これは子供の人数に関係なく適用される WTC 部分の存在による。

カナダの GST クレジットについては、夫婦に働いている人がいる世帯では、適用額 43 千円 (対収入比 0.6%)、高齢者のいる世帯では、適用額 39 千円 (対収入比 0.8%) となっている。アメリカやイギリスの制度と異なり、カナダの GST クレジットは消費税の逆進性対策を目的とするので高齢者が対象に含まれる。シミュレーション結果によると、負担軽減の程度は高齢者がいる世帯の方がやや大きい。

=== 表 7 ===

=== 図 1 2 ===

=== 図 1 3 ===

## 5. まとめ

給付つき税額控除の仕組みは、収入や子供の人数に応じて税額控除を適用し、さらに課税最低限以下の所得税の負担が無い者には給付金を支給するという、新しいタイプの税制である。本研究においては、給付つき税額控除を推計するマイクロシミュレーション (JPITC モデル) を構築し、政策シナリオとして(i)アメリカの勤労税額控除 (EITC)、(ii)イギリスの勤労税額控除及び児童税項控除 (WTC, CTC)、(iii)カナダの付加価値税額控除 (GST Credit) を日本に適用した場合のわが国の個人や世帯に与える税負担の変化を推計した。

シミュレーション結果によると、アメリカ型およびイギリス型の給付つき税額控除の導入により、わが国の世帯の 2-3 割程度が適用対象となる。カナダ型では 6 割が対象となる。給付つき税額控除の財源規模は、アメリカ EITC 1.3 兆円、イギリス WTC 及び CTC 3.8 兆円、カナダ GST クレジット 1.1 兆円と試算される。所得や世帯類型によって適用額は異なるが、アメリカ EITC、イギリス WTC 及び CTC では収入の 1 割前後の補助がなされる。わが国における所得再分配のための政策ツールとして、給付つき税額控除が選択肢となりうることを示唆される。

現在の日本では低所得者の増加が問題となっており、所得再分配の必要性が指摘されて

いる。ここで注意すべきは、欧米諸国では給付政策の展開により、シングルマザーの失業の固定化などの社会的排除の問題が発生した点である。そのため各国における近年の給付つき税額控除は、積極的雇用政策や子育て支援との整合性に配慮するようになった。現在のわが国では、救貧政策と雇用・子育て支援が同時並行的に要請される状況にある。低所得者の収入の拡充のためには、彼らの就労環境を整えることが先決であり、それでもなお給与収入が不足する者に給付つき税額控除の仕組みを通じて所得支援を行うことになる。適用対象者の就労インセンティブを阻害しないように、新たな制度には勤労所得や就業時間といった条件が必要になる。給付つき税額控除は子育て支援のための政策手段となりうるが、諸外国では子供の人数に応じて適用条件を拡大しつつ、所得に応じた減額部分を導入することにより、所得保障の機能を維持している。さらに給付つき税額控除は消費税の逆進性対策としての機能を果たしうる。これは将来に予想されるわが国における消費税率の引き上げに際して、その逆進性の緩和のために所得税の仕組みを活用することができることを意味する。

## 参 考 文 献

### 英語文献

- Canada Revenue Agency(2009), “GST/HST Credit,” Canada Revenue Agency
- Congressional Research Service (2007), “The Earned Income Tax Credit: An Overview,” *CSR Report for Congress*, RL31768
- Department for Work and Pensions (2007), “Reducing dependency, increasing opportunity: options for the future of welfare to work,” U.K. Department for Work and Pensions
- Eissa, N, and H.W. Hoynes(1998), “The Earned Income Tax Credit and the Labour Supply of Married Couples,” *NBER Working Paper #6856*.
- Gupta, A, and A. Harding ed. (2007), *Modeling Our Future: Population Ageing, Health and Aged Care*, International Symposia in Economic Theory and Econometrics, Amsterdam: North-Holland
- Harding, A, and A. Gupta ed. (2007), *Modeling Our Future: Population Ageing, Social Security and Taxation*, International Symposia in Economic Theory and Econometrics, Amsterdam: North-Holland.
- HM Revenue and Customs (2009), “Child Tax Credit and working Tax Credit – A Guide,” HM Revenue and Customs
- Hoths, V.J, and J.K. Scholz (2001), “The Earned Income Tax Credit,” *NBER Working Paper #8075*.
- Liebman, J.B. (1998), “The Impact of the Earned Income Tax Credit on Incentives and Income Distribution,” *Tax Policy and the Economy*, Vol.12.
- OECD (2005), “Increasing Financial Incentives to Work: The Role of In-work Benefits,” *OECD Employment Outlook*, Chapter 3.

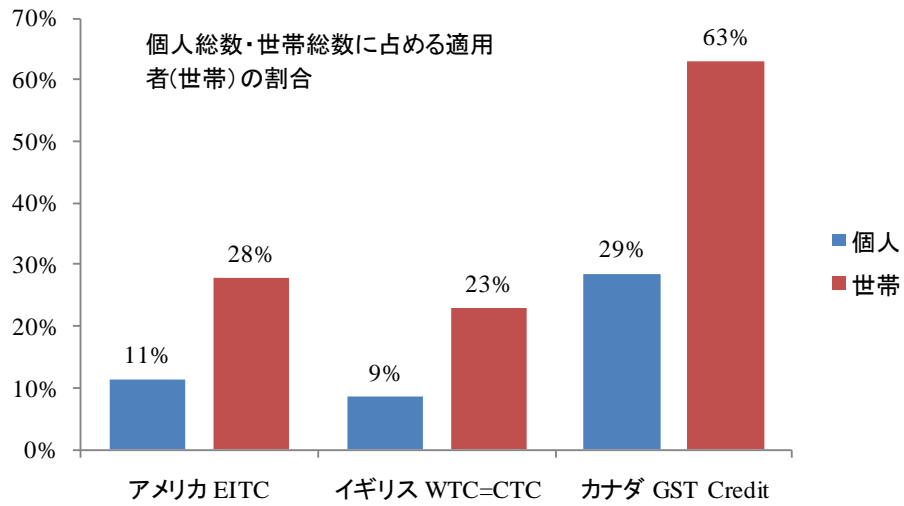
### 邦文文献

- 阿倍彩 (2002) 「EITC(Earned Income Tax Credit)の就労と貧困削減に対する効果：文献サーベイから」『海外社会保障研究』No.140, p.p.79-85
- 阿倍彩 (2003) 「児童手当と年少扶養控除の所得格差是正効果のマイクロ・シミュレーション」『季刊 社会保障研究』vol.39, p.p.70-82
- 阿倍彩 (2008) 「給付つき税額控除の具体的設計：マイクロ・シミュレーションを用いた検討」森信編『給付つき税額控除－日本型児童税額控除の提言』中央経済社、p.p.57-90
- 安心社会実現会議 (2009) 「安心と活力の日本へ」
- 金子洋一 (2008) 「カナダの GST 控除の概要」森信編『給付つき税額控除－日本型児童税額控除の提言』中央経済社 p.p.153-172

- 佐藤英明（2003）「アメリカ連邦所得税における稼得所得税額控除（EITC）について」『総合税制研究』第11号、p.p.56-75
- 政府税制調査会（2007）「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」
- 政府税制調査会（2009）「資料（給付つき税額控除）」スタディー・グループ提出資料（5月22日）
- 高山憲之・白石浩介・川島秀樹（2009）「日本版 EITC の暫定試算」一橋大学経済研究所世代間問題研究機構ディスカッションペーパー422号
- 高山憲之・白石浩介（2009）「“こども手当” 導入効果のマイクロシミュレーション」一橋大学経済研究所世代間問題研究機構ディスカッションペーパー454号
- 田近栄治・古谷泉生(2005)「年金課税の実態と改革のマイクロシミュレーション分析」『経済研究』56号
- 田近栄治・八塩裕之（2006a）「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」貝塚・財務省編『経済格差の研究 - 日本の分配構造を読み解く』中央経済社、p.p.175-202
- 田近栄治・八塩裕之（2006b）「税制を通じた所得再分配」小塩・田近・府川編『日本の所得分配』東京大学出版会、p.p.85-110
- 内閣府（2002）『政策効果分析レポート2002』
- 内閣（2008）「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」閣議決定資料
- 森信茂樹（2008）「給付つき税額控除制度の概要と類型」森信編『給付つき税額控除－日本型児童税額控除の提言』中央経済社 p.p.9-29
- 山下篤史（2007）「所得税による子育て支援－児童税額控除の課題」内閣府経済社会総合研究所ディスカッションペーパー No.190

参 考 図 表

図1 個人・世帯総数に占める給付つき税額控除の適用対象数の割合



注：JPITC モデルによる推計結果

図2 給付つき税額控除の適用世帯の構成（子供の人数別）

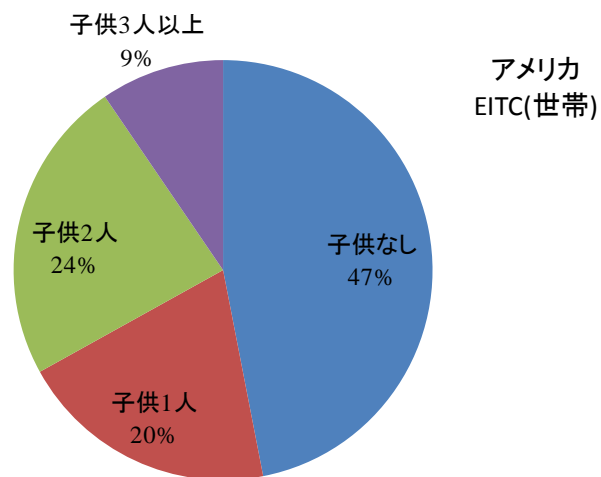
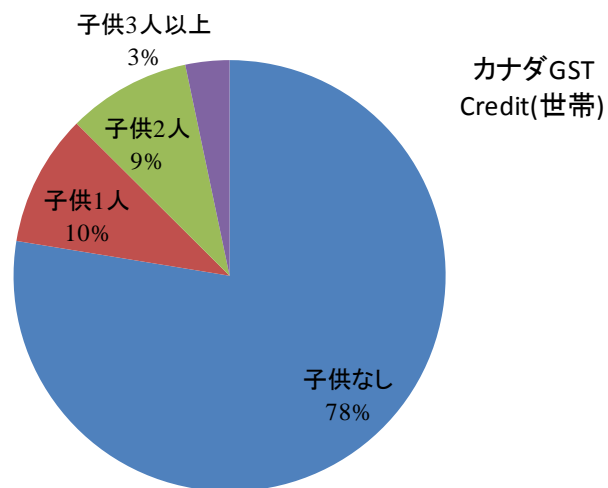
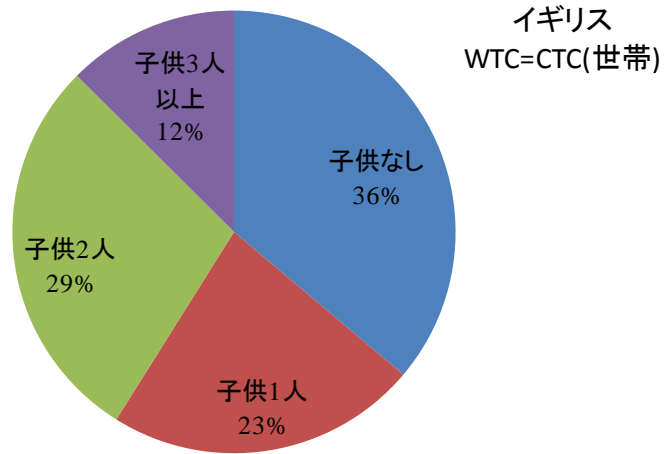
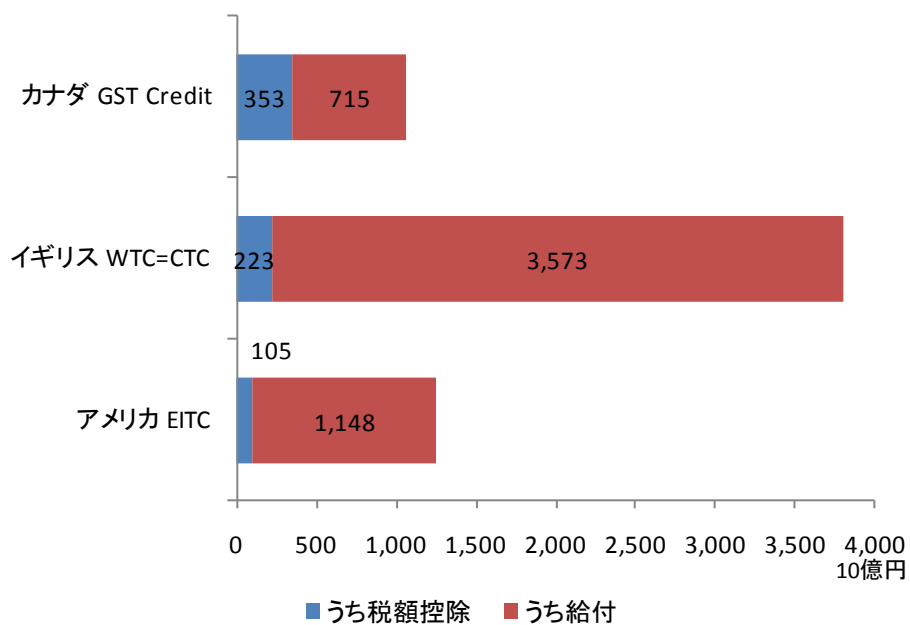


図2（続き） 給付つき税額控除の適用世帯の構成（子供の人数別）



注：シミュレーション結果

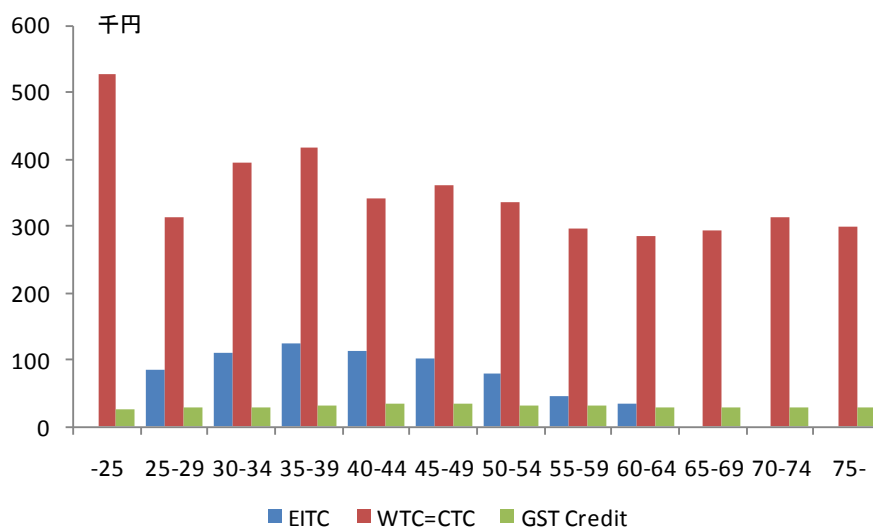
図3 給付つき税額控除の構成（税額控除と給付の比較）



注 1：給付つき税額控除は、所得税から減額される税額控除と、負の所得税として新たに支給される控除から構成される。

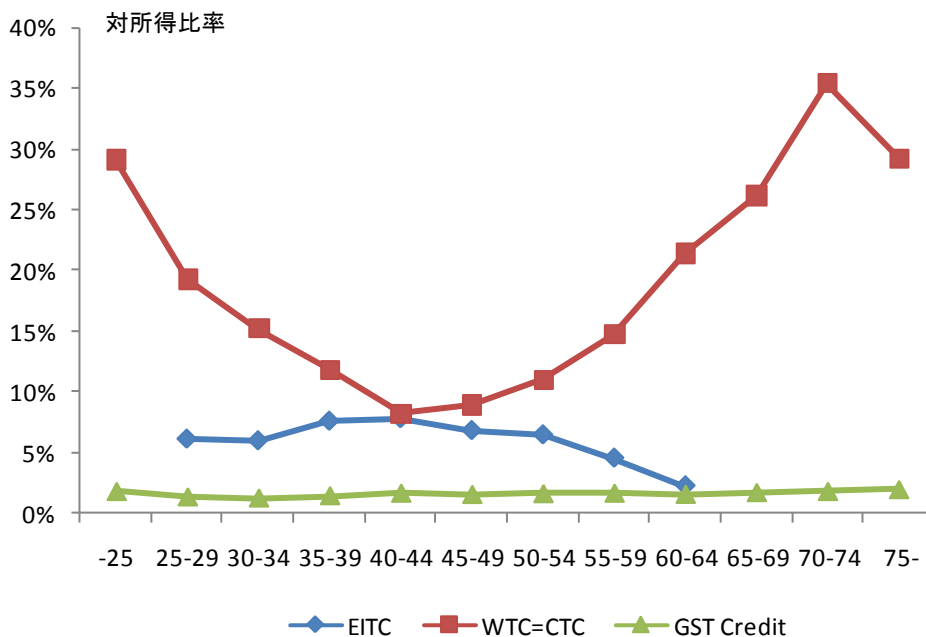


図4 年齢階級別の適用額（個人ベース）



注1：給付つき税額控除が適用される個人に関して、適用額の平均値を年齢階級別に示したもの

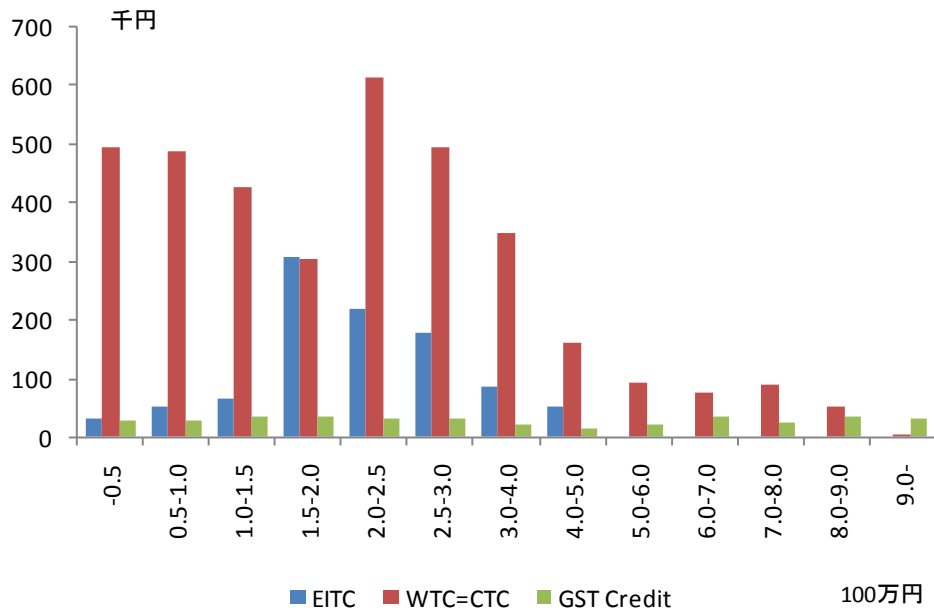
図5 年齢階級別の適用額の対所得比率（個人ベース）



注1：給付つき税額控除が適用される個人に関して、(適用額/所得) 比率を年齢階級別に示したもの

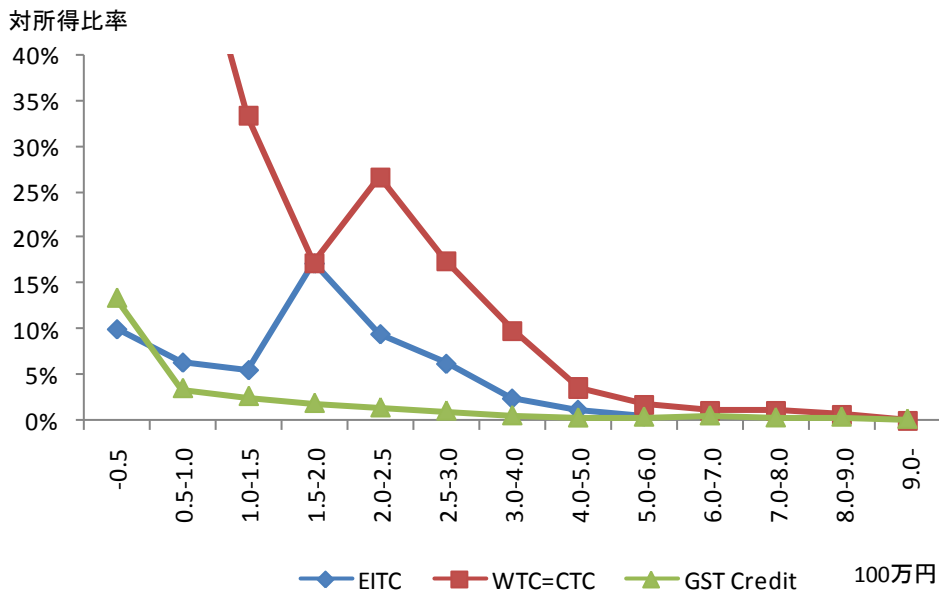
注2：所得とは、給与収入、事業収入、年金所得などの控除前の当初収入（生活保護、失業給付を除く）

図6 所得階級別の適用額（個人ベース）



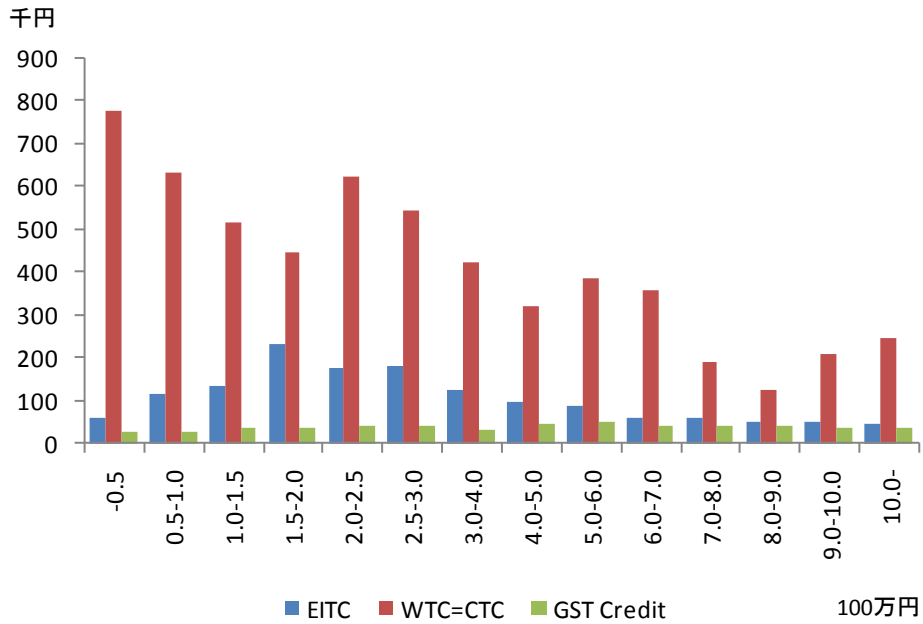
注1：給付つき税額控除が適用される個人に関して、適用額の平均値を所得階級別に示したもの  
 注2：所得とは、給与収入、事業収入、年金所得などの控除前の当初収入（生活保護、失業給付を除く）

図7 所得階級別の適用額の対所得比率（個人ベース）



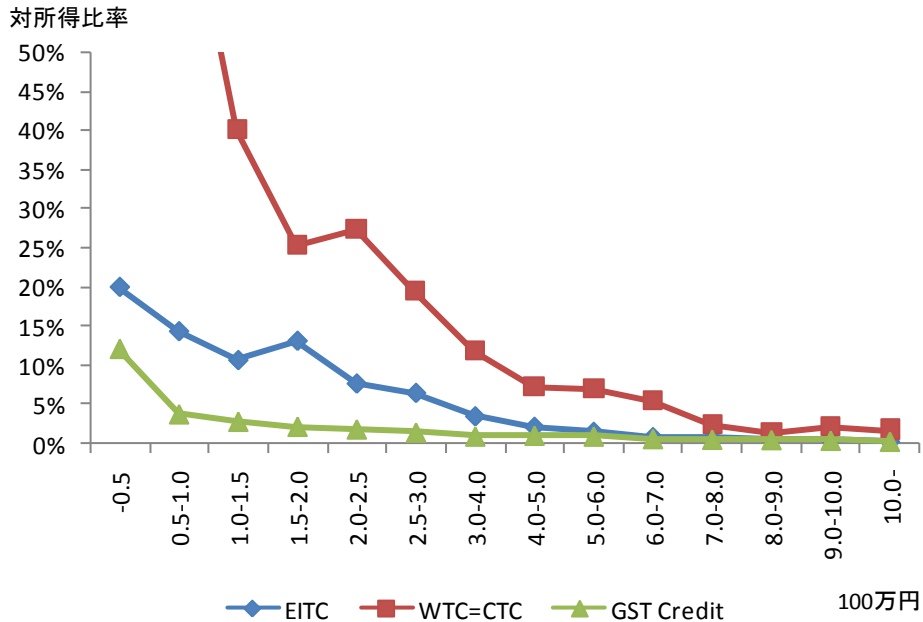
注1：給付つき税額控除が適用される個人に関して、(適用額/所得) 比率を所得階級別に示したもの  
 注2：所得とは、給与収入、事業収入、年金所得などの控除前の当初収入（生活保護、失業給付を除く）

図8 所得階級別の適用額（世帯ベース）



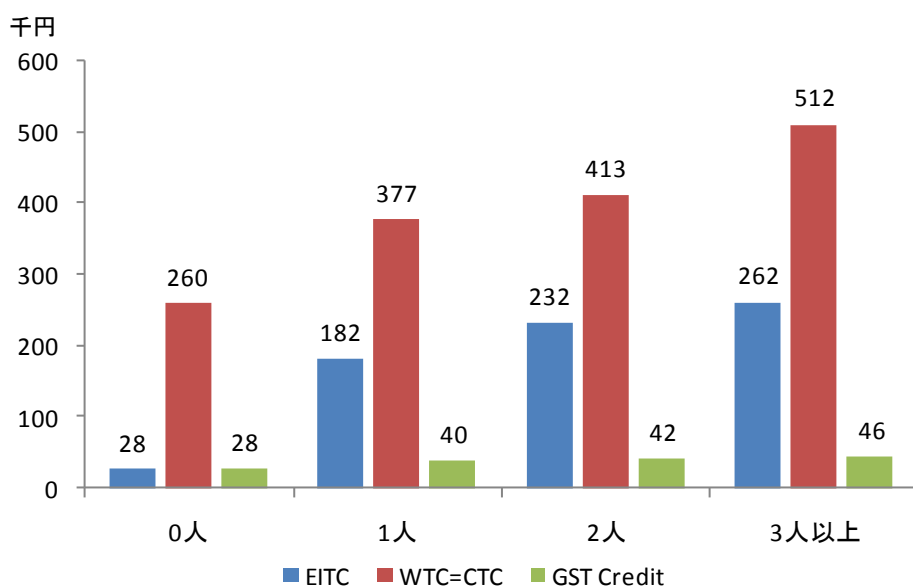
注1：給付つき税額控除が適用される世帯に関して、適用額の平均値を所得階級別に示したもの  
 注2：所得とは、給与収入、事業収入、年金所得などの控除前の当初収入（生活保護、失業給付を除く）

図9 所得階級別の適用額の対所得比率（世帯ベース）



注1：給付つき税額控除が適用される世帯に関して、(適用額/所得) 比率を所得階級別に示したもの  
 注2：所得とは、給与収入、事業収入、年金所得などの控除前の当初収入（生活保護、失業給付を除く）

図 1 0 子供の人数別の適用額（個人ベース）



注 1：給付つき税額控除が適用される個人に関して、適用額の平均値を子供の人数別に示したもの

注 2：子供の人数とは、それぞれの給付つき税額控除において、支給基準の適用対象として算定された子供の人数

図 1 1 子供の人数別の適用額の対所得比率（個人ベース）

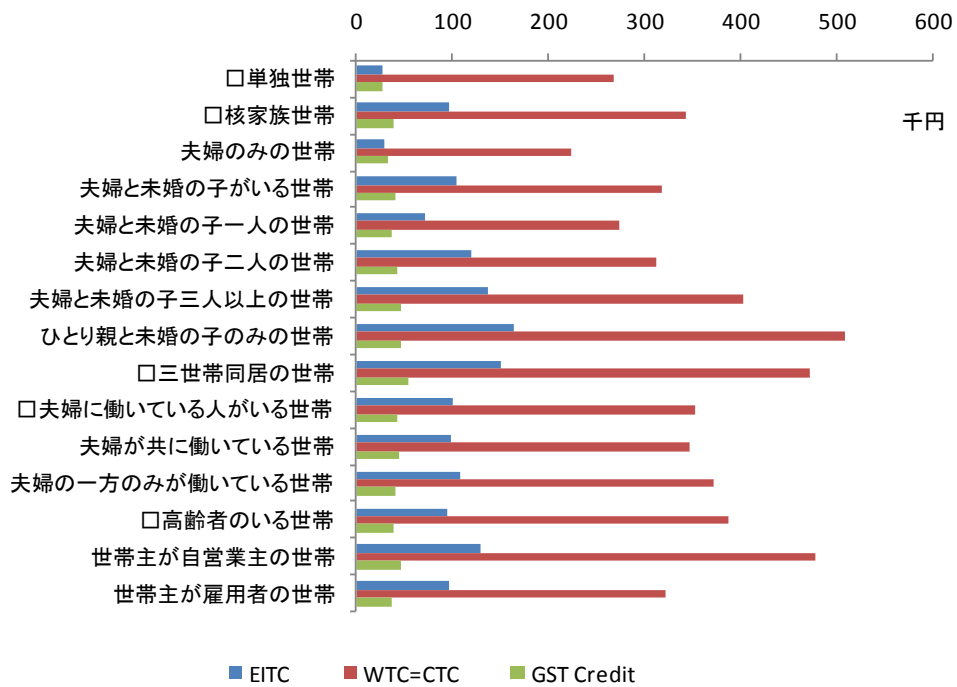


注 1：給付つき税額控除が適用される個人に関して、(適用額/所得) 比率を子供の人数別に示したもの

注 2：子供の人数とは、それぞれの給付つき税額控除において、支給基準の適用対象として算定された子供の人数

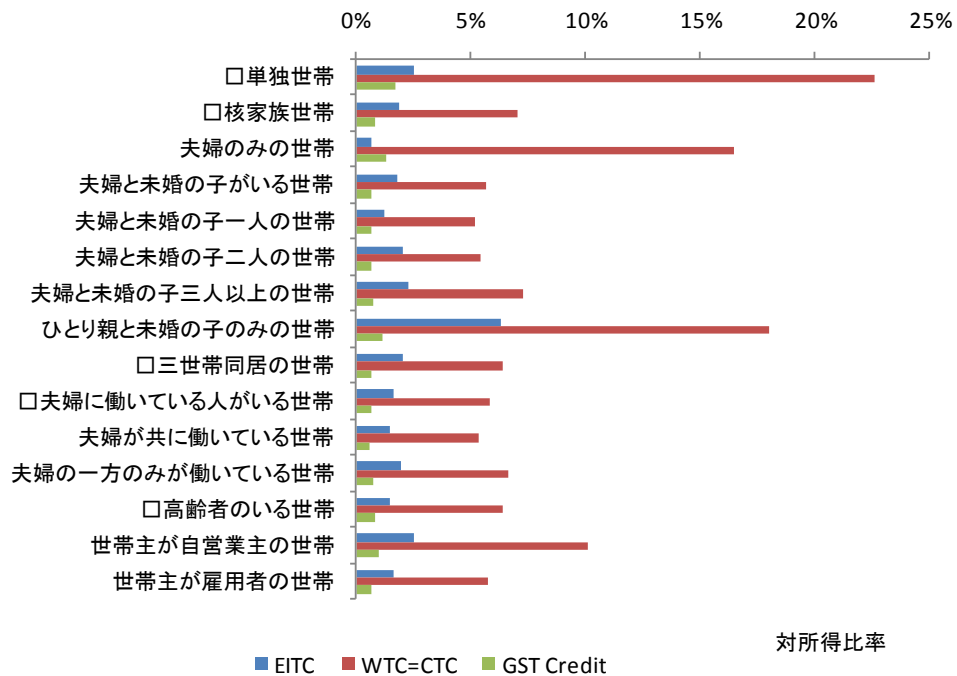
注 3：所得とは、給与収入、事業収入、年金所得などの控除前の当初収入（生活保護、失業給付を除く）

図 1 2 世帯類型別にみた適用額（世帯ベース）



注 1：給付つき税額控除が適用される世帯に関して、適用額の平均値を世帯の類型別に示したもの

図 1 3 世帯類型別にみた対所得比率（世帯ベース）



注 1：給付つき税額控除が適用される世帯に関して、（適用額/所得）比率を世帯類型別に示したもの

注 2：所得とは、給与収入、事業収入、年金所得などの控除前の当初収入（生活保護、失業給付を除く）

表1 給付つき税額控除の適用状況（推計結果）

|         | アメリカ EITC |        | イギリス WTC=CTC |        | カナダ GST Credit |        |
|---------|-----------|--------|--------------|--------|----------------|--------|
| (i) 個人  |           |        |              |        |                |        |
| サンプル数   | 25,849    | 100.0% | 25,849       | 100.0% | 25,849         | 100.0% |
| 適用者     | 2,936     | 11.4%  | 2,211        | 8.6%   | 7,379          | 28.5%  |
| 子供なし    | 2,018     | 7.8%   | 937          | 3.6%   | 6,560          | 25.4%  |
| 子供1人    | 344       | 1.3%   | 455          | 1.8%   | 358            | 1.4%   |
| 子供2人    | 417       | 1.6%   | 565          | 2.2%   | 339            | 1.3%   |
| 子供3人以上  | 157       | 0.6%   | 254          | 1.0%   | 122            | 0.5%   |
| (ii) 世帯 |           |        |              |        |                |        |
| サンプル数   | 9,025     | 100.0% | 9,025        | 100.0% | 9,025          | 100.0% |
| 適用世帯    | 2,503     | 27.7%  | 2,069        | 22.9%  | 5,678          | 62.9%  |
| 子供なし    | 1,175     | 13.0%  | 747          | 8.3%   | 4,405          | 48.8%  |
| 子供1人    | 500       | 5.5%   | 472          | 5.2%   | 562            | 6.2%   |
| 子供2人    | 590       | 6.5%   | 591          | 6.5%   | 524            | 5.8%   |
| 子供3人以上  | 238       | 2.6%   | 259          | 2.9%   | 187            | 2.1%   |

注1：JPITC モデルによる推計結果

注2：サンプル数に占める各制度の適用者の割合。子供の人数は、各制度に該当する扶養する子供人数

表2 給付つき税額控除の財政規模

|                | 総額<br>(10億円) |        | 受給者1人あたり<br>(1,000円) |
|----------------|--------------|--------|----------------------|
| 所得税            | 8,919        |        |                      |
| アメリカ EITC      | 1,253        | 100.0% | 87.5                 |
| うち税額控除         | 105          | 8.4%   | 7.3                  |
| うち給付           | 1,148        | 91.6%  | 80.1                 |
| イギリス WTC=CTC   | 3,796        | 100.0% | 352.5                |
| うち税額控除         | 223          | 5.9%   | 20.7                 |
| うち給付           | 3,573        | 94.1%  | 331.8                |
| カナダ GST Credit | 1,068        | 100.0% | 29.7                 |
| うち税額控除         | 353          | 33.1%  | 9.8                  |
| うち給付           | 715          | 66.9%  | 19.8                 |
| 【参考】           |              |        |                      |
| 収入合計           | 254,741      |        |                      |
| 住民税            | 10,280       |        |                      |
| 医療保険料          | 9,530        |        |                      |
| 年金保険料          | 14,110       |        |                      |
| 介護保険料          | 1,454        |        |                      |

注1：JPITC モデルによる推計結果。所得税、住民税、各種保険料の負担額

注2：収入合計とは、給与収入、事業収入、年金所得などの控除前の当初収入（生活保護、失業給付を除く）

表3 年齢階級別の適用状況（個人ベース）

(i) アメリカ EITC

| (1,000 円)<br>(年齢階級) | 所得<br>(a) | 所得税<br>(b) | EITC       |             | 社会保険料 | 実効税率      |              |
|---------------------|-----------|------------|------------|-------------|-------|-----------|--------------|
|                     |           |            | 算定額<br>(c) | 税額控除<br>(d) |       | 給付<br>(e) | 所得税<br>(b/a) |
| -25                 |           |            |            |             |       |           |              |
| 25-29               | 1,409     | 8          | 87         | 6           | 81    | 165       | 0.6% 6.1%    |
| 30-34               | 1,858     | 13         | 112        | 10          | 102   | 199       | 0.7% 6.0%    |
| 35-39               | 1,649     | 11         | 126        | 8           | 118   | 178       | 0.6% 7.6%    |
| 40-44               | 1,452     | 8          | 114        | 6           | 108   | 149       | 0.5% 7.8%    |
| 45-49               | 1,503     | 9          | 103        | 8           | 95    | 158       | 0.6% 6.9%    |
| 50-54               | 1,249     | 7          | 81         | 6           | 75    | 141       | 0.5% 6.5%    |
| 55-59               | 1,021     | 6          | 47         | 5           | 42    | 126       | 0.6% 4.6%    |
| 60-64               | 1,568     | 16         | 35         | 9           | 26    | 96        | 1.0% 2.3%    |
| 65-69               |           |            |            |             |       |           |              |
| 70-74               |           |            |            |             |       |           |              |
| 75-                 |           |            |            |             |       |           |              |

(ii) イギリス WTC=CTC

| (1,000 円)<br>(年齢階級) | 所得<br>(a) | 所得税<br>(b) | WTC=CTC    |             | 社会保険料 | 実効税率      |              |
|---------------------|-----------|------------|------------|-------------|-------|-----------|--------------|
|                     |           |            | 算定額<br>(c) | 税額控除<br>(d) |       | 給付<br>(e) | 所得税<br>(b/a) |
| -25                 | 1,811     | 8          | 528        | 8           | 520   | 163       | 0.4% 29.2%   |
| 25-29               | 1,627     | 15         | 314        | 14          | 300   | 206       | 0.9% 19.3%   |
| 30-34               | 2,587     | 35         | 393        | 21          | 372   | 298       | 1.3% 15.2%   |
| 35-39               | 3,528     | 65         | 418        | 33          | 386   | 415       | 1.9% 11.9%   |
| 40-44               | 4,152     | 94         | 342        | 34          | 308   | 491       | 2.3% 8.2%    |
| 45-49               | 4,033     | 91         | 361        | 26          | 335   | 483       | 2.3% 8.9%    |
| 50-54               | 3,033     | 65         | 341        | 18          | 323   | 389       | 2.2% 11.2%   |
| 55-59               | 2,057     | 31         | 296        | 12          | 283   | 283       | 1.5% 14.4%   |
| 60-64               | 1,355     | 15         | 286        | 7           | 279   | 130       | 1.1% 21.1%   |
| 65-69               | 1,142     | 3          | 300        | 3           | 297   | 100       | 0.3% 26.3%   |
| 70-74               | 881       | 2          | 312        | 2           | 310   | 67        | 0.3% 35.4%   |
| 75-                 | 1,025     | 9          | 300        | 2           | 297   | 85        | 0.9% 29.2%   |

(iii) カナダ GST Credit

| (1,000 円)<br>(年齢階級) | 所得<br>(a) | 所得税<br>(b) | GST Credit |             | 社会保険料 | 実効税率      |              |
|---------------------|-----------|------------|------------|-------------|-------|-----------|--------------|
|                     |           |            | 算定額<br>(c) | 税額控除<br>(d) |       | 給付<br>(e) | 所得税<br>(b/a) |
| -25                 | 1,465     | 19         | 27         | 13          | 13    | 144       | 1.3% 1.8%    |
| 25-29               | 2,042     | 29         | 28         | 17          | 11    | 234       | 1.4% 1.4%    |
| 30-34               | 2,283     | 29         | 29         | 15          | 14    | 255       | 1.3% 1.3%    |
| 35-39               | 2,197     | 24         | 32         | 12          | 20    | 250       | 1.1% 1.5%    |
| 40-44               | 2,106     | 20         | 36         | 10          | 26    | 246       | 0.9% 1.7%    |
| 45-49               | 2,190     | 16         | 35         | 9           | 25    | 256       | 0.7% 1.6%    |
| 50-54               | 1,940     | 18         | 32         | 11          | 21    | 239       | 0.9% 1.7%    |
| 55-59               | 1,851     | 20         | 31         | 12          | 20    | 228       | 1.1% 1.7%    |
| 60-64               | 1,930     | 19         | 31         | 12          | 19    | 142       | 1.0% 1.6%    |
| 65-69               | 1,716     | 11         | 30         | 7           | 23    | 99        | 0.6% 1.8%    |
| 70-74               | 1,573     | 10         | 29         | 5           | 23    | 76        | 0.6% 1.8%    |
| 75-                 | 1,415     | 7          | 28         | 4           | 24    | 58        | 0.5% 2.0%    |

注1：給付つき税額控除が適用される個人に関して、年齢階級別の適用状況を示したもの

注2：所得とは、給与収入、事業収入などの諸控除を適用する前の当初収入（生活保護、失業給付を除く）

注3：所得税、社会保険料（医療、年金、介護の本人負担分）は、JPITCモデルによる推計結果

注4：税額控除とは所得税から減額されるもの、給付とは新たに支給されるもの。

注5：実効税率とは、所得税、給付つき税額控除と当初収入の比率

表4 所得階級別の適用状況（個人ベース）

(i) アメリカ EITC

| (1,000 円)<br>(所得階級) | 所得<br>(a) | 所得税<br>(b) | EITC       |             |           | 社会保険料 | 実効税率         |               |
|---------------------|-----------|------------|------------|-------------|-----------|-------|--------------|---------------|
|                     |           |            | 算定額<br>(c) | 税額控除<br>(d) | 給付<br>(e) |       | 所得税<br>(b/a) | EITC<br>(c/a) |
| -500                | 309       | 0          | 31         | 0           | 31        | 63    | 0.0%         | 10.1%         |
| 500-1,000           | 825       | 4          | 53         | 4           | 49        | 74    | 0.5%         | 6.4%          |
| 1,000-1,500         | 1,190     | 8          | 66         | 6           | 60        | 117   | 0.7%         | 5.5%          |
| 1,500-2,000         | 1,777     | 5          | 307        | 5           | 303       | 187   | 0.3%         | 17.3%         |
| 2,000-2,500         | 2,288     | 15         | 218        | 13          | 204       | 232   | 0.6%         | 9.5%          |
| 2,500-3,000         | 2,834     | 18         | 177        | 16          | 161       | 287   | 0.6%         | 6.2%          |
| 3,000-4,000         | 3,537     | 31         | 85         | 21          | 65        | 386   | 0.9%         | 2.4%          |
| 4,000-5,000         | 4,241     | 46         | 50         | 17          | 33        | 335   | 1.1%         | 1.2%          |
| 5,000-6,000         | 5,490     | 164        | 24         | 24          | 0         | 81    | 3.0%         | 0.4%          |

(ii) イギリス WTC=CTC

| (1,000 円)<br>(所得階級) | 所得<br>(a) | 所得税<br>(b) | WTC=CTC    |             |           | 社会保険料 | 実効税率         |                  |
|---------------------|-----------|------------|------------|-------------|-----------|-------|--------------|------------------|
|                     |           |            | 算定額<br>(c) | 税額控除<br>(d) | 給付<br>(e) |       | 所得税<br>(b/a) | WTC=CTC<br>(c/a) |
| -500                | 136       | 0          | 497        | 0           | 497       | 118   | 0.0%         | 366.4%           |
| 500-1,000           | 823       | 1          | 488        | 1           | 487       | 112   | 0.2%         | 59.3%            |
| 1,000-1,500         | 1,276     | 6          | 429        | 6           | 423       | 156   | 0.5%         | 33.6%            |
| 1,500-2,000         | 1,756     | 14         | 304        | 13          | 290       | 199   | 0.8%         | 17.3%            |
| 2,000-2,500         | 2,303     | 10         | 613        | 10          | 603       | 261   | 0.4%         | 26.6%            |
| 2,500-3,000         | 2,842     | 12         | 496        | 12          | 484       | 307   | 0.4%         | 17.5%            |
| 3,000-4,000         | 3,544     | 26         | 348        | 25          | 324       | 406   | 0.7%         | 9.8%             |
| 4,000-5,000         | 4,492     | 50         | 162        | 42          | 119       | 495   | 1.1%         | 3.6%             |
| 5,000-6,000         | 5,464     | 95         | 94         | 54          | 40        | 628   | 1.7%         | 1.7%             |
| 6,000-7,000         | 6,574     | 171        | 74         | 74          | 0         | 763   | 2.6%         | 1.1%             |
| 7,000-8,000         | 7,636     | 230        | 88         | 86          | 2         | 900   | 3.0%         | 1.2%             |
| 8,000-9,000         | 8,481     | 345        | 51         | 50          | 0         | 952   | 4.1%         | 0.6%             |
| 9,000-              | 9,238     | 437        | 4          | 4           | 0         | 1,030 | 4.7%         | 0.0%             |

(iii) カナダ GST Credit

| (1,000 円)<br>(所得階級) | 所得<br>(a) | 所得税<br>(b) | GST Credit |             |           | 社会保険料 | 実効税率         |               |
|---------------------|-----------|------------|------------|-------------|-----------|-------|--------------|---------------|
|                     |           |            | 算定額<br>(c) | 税額控除<br>(d) | 給付<br>(e) |       | 所得税<br>(b/a) | GSTC<br>(c/a) |
| -500                | 199       | 0          | 27         | 0           | 27        | 29    | 0.0%         | 13.5%         |
| 500-1,000           | 801       | 1          | 28         | 1           | 27        | 59    | 0.1%         | 3.5%          |
| 1,000-1,500         | 1,271     | 4          | 34         | 4           | 30        | 93    | 0.3%         | 2.7%          |
| 1,500-2,000         | 1,787     | 13         | 34         | 12          | 22        | 144   | 0.7%         | 1.9%          |
| 2,000-2,500         | 2,280     | 25         | 32         | 20          | 13        | 193   | 1.1%         | 1.4%          |
| 2,500-3,000         | 2,799     | 38         | 30         | 21          | 9         | 249   | 1.3%         | 1.1%          |
| 3,000-4,000         | 3,411     | 47         | 19         | 14          | 5         | 359   | 1.4%         | 0.6%          |
| 4,000-5,000         | 4,314     | 33         | 13         | 6           | 7         | 447   | 0.8%         | 0.3%          |
| 5,000-6,000         | 5,383     | 37         | 22         | 12          | 9         | 247   | 0.7%         | 0.4%          |
| 6,000-7,000         | 6,307     | 29         | 34         | 20          | 14        | 400   | 0.5%         | 0.5%          |
| 7,000-8,000         | 7,593     | 15         | 25         | 8           | 17        | 314   | 0.2%         | 0.3%          |
| 8,000-9,000         | 8,497     | 0          | 34         | 0           | 34        | 179   | 0.0%         | 0.4%          |
| 9,000-              | 17,739    | 8          | 30         | 7           | 23        | 260   | 0.0%         | 0.2%          |

注1：給付つき税額控除が適用される個人に関して、所得階級別の適用状況を示したもの

注2：所得とは、給与収入、事業収入などの諸控除を適用する前の当初収入（生活保護、失業給付を除く）

注3：所得税、社会保険料（医療、年金、介護の本人負担分）は、JPITCモデルによる推計結果

注4：税額控除とは所得税から減額されるもの、給付とは新たに支給されるもの。

注5：実効税率とは、所得税、給付つき税額控除と当初収入の比率



表5 所得階級別の適用状況（世帯ベース）

(i) アメリカ EITC

| (1,000 円)<br>(所得階級) | 所得<br>(a) | 所得税<br>(b) | EITC       |             |           | 社会保険料 | 実効税率         |               |       |
|---------------------|-----------|------------|------------|-------------|-----------|-------|--------------|---------------|-------|
|                     |           |            | 算定額<br>(c) | 税額控除<br>(d) | 給付<br>(e) |       | 所得税<br>(b/a) | EITC<br>(c/a) |       |
| -500                | 309       |            | 0          | 62          | 0         | 62    | 142          | 0.0%          | 20.0% |
| 500-1,000           | 812       |            | 1          | 117         | 1         | 116   | 140          | 0.2%          | 14.4% |
| 1,000-1,500         | 1,249     |            | 3          | 134         | 2         | 132   | 206          | 0.3%          | 10.7% |
| 1,500-2,000         | 1,783     |            | 5          | 235         | 4         | 231   | 232          | 0.3%          | 13.2% |
| 2,000-2,500         | 2,261     |            | 9          | 175         | 6         | 169   | 290          | 0.4%          | 7.7%  |
| 2,500-3,000         | 2,791     |            | 16         | 183         | 9         | 174   | 327          | 0.6%          | 6.5%  |
| 3,000-4,000         | 3,567     |            | 28         | 127         | 13        | 114   | 411          | 0.8%          | 3.6%  |
| 4,000-5,000         | 4,482     |            | 46         | 100         | 14        | 86    | 477          | 1.0%          | 2.2%  |
| 5,000-6,000         | 5,493     |            | 72         | 87          | 9         | 78    | 579          | 1.3%          | 1.6%  |
| 6,000-7,000         | 6,564     |            | 108        | 60          | 8         | 52    | 689          | 1.6%          | 0.9%  |
| 7,000-8,000         | 7,507     |            | 139        | 60          | 10        | 50    | 754          | 1.8%          | 0.8%  |
| 8,000-9,000         | 8,484     |            | 198        | 52          | 8         | 43    | 924          | 2.3%          | 0.6%  |
| 9,000-10,000        | 9,509     |            | 275        | 49          | 8         | 41    | 1,025        | 2.9%          | 0.5%  |
| 10,000-             | 13,496    |            | 832        | 47          | 7         | 40    | 1,229        | 6.2%          | 0.3%  |

(ii) イギリス WTC=CTC

| (1,000 円)<br>(所得階級) | 所得<br>(a) | 所得税<br>(b) | WTC=CTC    |             |           | 社会保険料 | 実効税率         |                  |        |
|---------------------|-----------|------------|------------|-------------|-----------|-------|--------------|------------------|--------|
|                     |           |            | 算定額<br>(c) | 税額控除<br>(d) | 給付<br>(e) |       | 所得税<br>(b/a) | WTC=CTC<br>(c/a) |        |
| -500                | 246       |            | 0          | 778         | 0         | 777   | 145          | 0.0%             | 316.3% |
| 500-1,000           | 814       |            | 1          | 632         | 1         | 631   | 152          | 0.1%             | 77.6%  |
| 1,000-1,500         | 1,292     |            | 4          | 518         | 4         | 514   | 210          | 0.3%             | 40.1%  |
| 1,500-2,000         | 1,763     |            | 8          | 447         | 7         | 439   | 233          | 0.5%             | 25.3%  |
| 2,000-2,500         | 2,268     |            | 7          | 635         | 5         | 630   | 316          | 0.3%             | 28.0%  |
| 2,500-3,000         | 2,781     |            | 11         | 548         | 8         | 540   | 349          | 0.4%             | 19.7%  |
| 3,000-4,000         | 3,570     |            | 25         | 423         | 17        | 406   | 438          | 0.7%             | 11.9%  |
| 4,000-5,000         | 4,448     |            | 44         | 324         | 23        | 301   | 529          | 1.0%             | 7.3%   |
| 5,000-6,000         | 5,477     |            | 62         | 386         | 16        | 371   | 603          | 1.1%             | 7.1%   |
| 6,000-7,000         | 6,497     |            | 87         | 357         | 13        | 344   | 720          | 1.3%             | 5.5%   |
| 7,000-8,000         | 7,650     |            | 171        | 193         | 65        | 128   | 856          | 2.2%             | 2.5%   |
| 8,000-9,000         | 8,494     |            | 248        | 125         | 45        | 80    | 942          | 2.9%             | 1.5%   |
| 9,000-10,000        | 9,438     |            | 287        | 211         | 27        | 184   | 1,059        | 3.0%             | 2.2%   |
| 10,000-             | 13,741    |            | 732        | 246         | 26        | 220   | 1,253        | 5.3%             | 1.8%   |

(iii) カナダ GST Credit

| (1,000 円)<br>(所得階級) | 所得<br>(a) | 所得税<br>(b) | GST Credit |             |           | 社会保険料 | 実効税率         |               |       |
|---------------------|-----------|------------|------------|-------------|-----------|-------|--------------|---------------|-------|
|                     |           |            | 算定額<br>(c) | 税額控除<br>(d) | 給付<br>(e) |       | 所得税<br>(b/a) | GSTC<br>(c/a) |       |
| -500                | 237       |            | 0          | 29          | 0         | 29    | 68           | 0.0%          | 12.0% |
| 500-1,000           | 793       |            | 1          | 30          | 1         | 29    | 84           | 0.1%          | 3.8%  |
| 1,000-1,500         | 1,282     |            | 2          | 36          | 2         | 34    | 113          | 0.2%          | 2.8%  |
| 1,500-2,000         | 1,789     |            | 8          | 39          | 7         | 32    | 147          | 0.4%          | 2.2%  |
| 2,000-2,500         | 2,279     |            | 16         | 42          | 14        | 29    | 198          | 0.7%          | 1.8%  |
| 2,500-3,000         | 2,793     |            | 26         | 40          | 16        | 24    | 247          | 0.9%          | 1.4%  |
| 3,000-4,000         | 3,463     |            | 32         | 33          | 14        | 18    | 360          | 0.9%          | 0.9%  |
| 4,000-5,000         | 4,459     |            | 41         | 47          | 17        | 30    | 494          | 0.9%          | 1.0%  |
| 5,000-6,000         | 5,497     |            | 64         | 52          | 20        | 31    | 579          | 1.2%          | 0.9%  |
| 6,000-7,000         | 6,537     |            | 97         | 41          | 17        | 23    | 672          | 1.5%          | 0.6%  |
| 7,000-8,000         | 7,494     |            | 120        | 40          | 17        | 23    | 756          | 1.6%          | 0.5%  |
| 8,000-9,000         | 8,498     |            | 171        | 42          | 19        | 23    | 889          | 2.0%          | 0.5%  |
| 9,000-10,000        | 9,538     |            | 230        | 39          | 19        | 20    | 1,000        | 2.4%          | 0.4%  |
| 10,000-             | 13,911    |            | 622        | 39          | 19        | 20    | 1,330        | 4.5%          | 0.3%  |

注：用語は前表4に同じ

表6 子供の人数別の適用状況（個人ベース）

(i) アメリカ EITC

| (1,000 円)<br>(子供人数) | 所得<br>(a) | 所得税<br>(b) | EITC<br>算定額<br>(c) | 税額控除<br>(d) | 給付<br>(e) | 社会保険料 | 実効税率<br>所得税<br>(b/a) | EITC<br>(c/a) |      |
|---------------------|-----------|------------|--------------------|-------------|-----------|-------|----------------------|---------------|------|
| 0人                  | 960       |            | 7                  | 28          | 5         | 23    | 84                   | 0.8%          | 2.9% |
| 1人                  | 2,206     |            | 16                 | 182         | 12        | 170   | 257                  | 0.7%          | 8.3% |
| 2人                  | 2,747     |            | 16                 | 232         | 13        | 219   | 317                  | 0.6%          | 8.5% |
| 3人以上                | 2,826     |            | 11                 | 262         | 8         | 254   | 325                  | 0.4%          | 9.3% |

(ii) イギリス WTC=CTC

| (1,000 円)<br>(子供人数) | 所得<br>(a) | 所得税<br>(b) | WTC=CTC<br>算定額<br>(c) | 税額控除<br>(d) | 給付<br>(e) | 社会保険料 | 実効税率<br>所得税<br>(b/a) | WTC=CTC<br>(c/a) |       |
|---------------------|-----------|------------|-----------------------|-------------|-----------|-------|----------------------|------------------|-------|
| 0人                  | 1,089     |            | 8                     | 260         | 8         | 252   | 152                  | 0.8%             | 23.8% |
| 1人                  | 3,520     |            | 85                    | 377         | 27        | 350   | 400                  | 2.4%             | 10.7% |
| 2人                  | 4,207     |            | 84                    | 413         | 32        | 381   | 491                  | 2.0%             | 9.8%  |
| 3人以上                | 4,427     |            | 62                    | 512         | 31        | 481   | 501                  | 1.4%             | 11.6% |

(iii) カナダ GST Credit

| (1,000 円)<br>(子供人数) | 所得<br>(a) | 所得税<br>(b) | GST Credit<br>算定額<br>(c) | 税額控除<br>(d) | 給付<br>(e) | 社会保険料 | 実効税率<br>所得税<br>(b/a) | GSTC<br>(c/a) |      |
|---------------------|-----------|------------|--------------------------|-------------|-----------|-------|----------------------|---------------|------|
| 0人                  | 1,684     |            | 17                       | 28          | 10        | 18    | 136                  | 1.0%          | 1.7% |
| 1人                  | 2,294     |            | 16                       | 40          | 8         | 32    | 262                  | 0.7%          | 1.8% |
| 2人                  | 2,668     |            | 14                       | 42          | 8         | 34    | 316                  | 0.5%          | 1.6% |
| 3人以上                | 2,740     |            | 10                       | 46          | 4         | 42    | 314                  | 0.4%          | 1.7% |

注1：給付つき税額控除が適用される個人に関して、子供の人数別の適用状況を示したもの

注2：子供の人数とは、それぞれの給付つき税額控除において、支給基準の適用対象として算定された子供の人数

注3：所得とは、給与収入、事業収入などの諸控除を適用する前の当初収入（生活保護、失業給付を除く）

注4：所得税、社会保険料（医療、年金、介護の本人負担分）は、JPITCモデルによる推計結果

注5：税額控除とは所得税から減額されるもの、給付とは新たに支給されるもの。

注6：実効税率とは、所得税、給付つき税額控除と当初収入の比率

表7 世帯類型別の適用状況（世帯ベース）

(i) アメリカ EITC

| (1,000 円)<br>(世帯類型) | 所得    | 所得税 | EITC<br>算定額 | 税額控除 | 給付  | 社会保険料 | 実効税率<br>所得税 | EITC  |
|---------------------|-------|-----|-------------|------|-----|-------|-------------|-------|
|                     | (a)   | (b) | (c)         | (d)  | (e) |       | (b/a)       | (c/a) |
| 単独世帯                | 1,121 | 11  | 28          | 7    | 21  | 86    | 1.0%        | 2.5%  |
| 核家族世帯               | 5,254 | 150 | 96          | 9    | 87  | 566   | 2.9%        | 1.8%  |
| 夫婦のみの世帯             | 4,661 | 186 | 29          | 7    | 22  | 423   | 4.0%        | 0.6%  |
| 夫婦と未婚の子がいる世帯        | 5,886 | 161 | 103         | 10   | 93  | 658   | 2.7%        | 1.8%  |
| 夫婦と未婚の子一人の世帯        | 5,742 | 210 | 71          | 9    | 61  | 599   | 3.6%        | 1.2%  |
| 夫婦と未婚の子二人の世帯        | 5,965 | 136 | 119         | 11   | 108 | 697   | 2.3%        | 2.0%  |
| 夫婦と未婚の子三人以上の世帯      | 6,004 | 119 | 137         | 9    | 128 | 689   | 2.0%        | 2.3%  |
| ひとり親と未婚の子のみの世帯      | 2,611 | 28  | 164         | 7    | 156 | 277   | 1.1%        | 6.3%  |
| 三世帯同居の世帯            | 7,435 | 196 | 150         | 9    | 142 | 760   | 2.6%        | 2.0%  |
| 夫婦に働いている人がいる世帯      | 6,312 | 186 | 100         | 9    | 91  | 670   | 2.9%        | 1.6%  |
| 夫婦が共に働いている世帯        | 6,862 | 221 | 99          | 9    | 90  | 729   | 3.2%        | 1.4%  |
| 夫婦の一方のみが働いている世帯     | 5,472 | 145 | 107         | 9    | 98  | 567   | 2.7%        | 2.0%  |
| 高齢者のいる世帯            | 6,513 | 143 | 94          | 7    | 87  | 633   | 2.2%        | 1.4%  |
| 世帯主が自営業主の世帯         | 5,172 | 178 | 129         | 13   | 116 | 571   | 3.4%        | 2.5%  |
| 世帯主が雇用者の世帯          | 6,061 | 176 | 96          | 7    | 88  | 641   | 2.9%        | 1.6%  |

(ii) イギリス WTC=CTC

| (1,000 円)<br>(世帯類型) | 所得    | 所得税 | WTC=CTC<br>算定額 | 税額控除 | 給付  | 社会保険料 | 実効税率<br>所得税 | WTC=CTC |
|---------------------|-------|-----|----------------|------|-----|-------|-------------|---------|
|                     | (a)   | (b) | (c)            | (d)  | (e) |       | (b/a)       | (c/a)   |
| 単独世帯                | 1,189 | 12  | 268            | 12   | 256 | 120   | 1.0%        | 22.6%   |
| 核家族世帯               | 4,894 | 124 | 344            | 26   | 317 | 571   | 2.5%        | 7.0%    |
| 夫婦のみの世帯             | 1,355 | 3   | 223            | 3    | 220 | 190   | 0.2%        | 16.5%   |
| 夫婦と未婚の子がいる世帯        | 5,615 | 148 | 319            | 31   | 287 | 659   | 2.6%        | 5.7%    |
| 夫婦と未婚の子一人の世帯        | 5,338 | 167 | 273            | 27   | 246 | 593   | 3.1%        | 5.1%    |
| 夫婦と未婚の子二人の世帯        | 5,829 | 160 | 313            | 33   | 279 | 701   | 2.7%        | 5.4%    |
| 夫婦と未婚の子三人以上の世帯      | 5,577 | 92  | 404            | 34   | 370 | 669   | 1.7%        | 7.2%    |
| ひとり親と未婚の子のみの世帯      | 2,831 | 56  | 510            | 12   | 498 | 304   | 2.0%        | 18.0%   |
| 三世帯同居の世帯            | 7,389 | 186 | 475            | 18   | 457 | 787   | 2.5%        | 6.4%    |
| 夫婦に働いている人がいる世帯      | 6,055 | 160 | 354            | 26   | 328 | 689   | 2.7%        | 5.8%    |
| 夫婦が共に働いている世帯        | 6,566 | 177 | 349            | 24   | 325 | 739   | 2.7%        | 5.3%    |
| 夫婦の一方のみが働いている世帯     | 5,654 | 169 | 372            | 28   | 344 | 642   | 3.0%        | 6.6%    |
| 高齢者のいる世帯            | 6,070 | 120 | 390            | 13   | 377 | 629   | 2.0%        | 6.4%    |
| 世帯主が自営業主の世帯         | 4,723 | 135 | 481            | 17   | 464 | 554   | 2.9%        | 10.2%   |
| 世帯主が雇用者の世帯          | 5,620 | 149 | 322            | 28   | 294 | 636   | 2.7%        | 5.7%    |

(iii) カナダ GST Credit

| (1,000 円)<br>(世帯類型) | 所得    | 所得税 | GST Credit<br>算定額 | 税額控除 | 給付  | 社会保険料 | 実効税率<br>所得税 | GSTC  |
|---------------------|-------|-----|-------------------|------|-----|-------|-------------|-------|
|                     | (a)   | (b) | (c)               | (d)  | (e) |       | (b/a)       | (c/a) |
| 単独世帯                | 1,576 | 17  | 26                | 10   | 16  | 94    | 1.1%        | 1.7%  |
| 核家族世帯               | 4,664 | 113 | 39                | 14   | 24  | 481   | 2.4%        | 0.8%  |
| 夫婦のみの世帯             | 2,509 | 16  | 33                | 9    | 24  | 189   | 0.6%        | 1.3%  |
| 夫婦と未婚の子がいる世帯        | 6,439 | 195 | 40                | 17   | 23  | 716   | 3.0%        | 0.6%  |
| 夫婦と未婚の子一人の世帯        | 5,920 | 171 | 37                | 16   | 21  | 606   | 2.9%        | 0.6%  |
| 夫婦と未婚の子二人の世帯        | 7,099 | 244 | 43                | 20   | 23  | 834   | 3.4%        | 0.6%  |
| 夫婦と未婚の子三人以上の世帯      | 6,549 | 137 | 46                | 15   | 31  | 809   | 2.1%        | 0.7%  |
| ひとり親と未婚の子のみの世帯      | 3,924 | 72  | 46                | 16   | 30  | 396   | 1.8%        | 1.2%  |
| 三世帯同居の世帯            | 8,519 | 222 | 53                | 14   | 40  | 880   | 2.6%        | 0.6%  |
| 夫婦に働いている人がいる世帯      | 6,767 | 194 | 43                | 15   | 28  | 725   | 2.9%        | 0.6%  |
| 夫婦が共に働いている世帯        | 7,631 | 235 | 44                | 15   | 29  | 817   | 3.1%        | 0.6%  |
| 夫婦の一方のみが働いている世帯     | 5,862 | 158 | 41                | 14   | 28  | 624   | 2.7%        | 0.7%  |
| 高齢者のいる世帯            | 4,691 | 92  | 39                | 10   | 29  | 420   | 2.0%        | 0.8%  |
| 世帯主が自営業主の世帯         | 4,971 | 141 | 47                | 17   | 30  | 523   | 2.8%        | 0.9%  |
| 世帯主が雇用者の世帯          | 6,167 | 179 | 37                | 15   | 22  | 668   | 2.9%        | 0.6%  |

注1：給付つき税額控除が適用される世帯に関して、世帯類型別の適用状況を示したもの

注2：所得とは、給与収入、事業収入などの諸控除を適用する前の当初収入（生活保護、失業給付を除く）

注3：所得税、社会保険料（医療、年金、介護の本人負担分）は、JPITCモデルによる推計結果

注4：税額控除とは所得税から減額されるもの、給付とは新たに支給されるもの。

注5：実効税率とは、所得税、給付つき税額控除と当初収入の比率

